

楷書筆順の規範形成に関する歴史的研究

松本 仁志

1. 論文構成 (目次)
2. 論文概要 (序章～終章)

1. 論文構成

序 章

* 下位項目は省略した

1. 問題の所在と本研究の意義
 - (1) 学術上の意義
 - (2) 教育上の意義
 - (3) 社会貢献的意義
2. 目的と方法
 - (1) 本研究の目的と位置付け
 - (2) 研究対象と方法

第1章 楷書筆順及びその周辺に関する基礎的考察

1. 楷書筆順とは
 - (1) 筆順の発生・変遷の原理－筆順における合理性の追求－
 - (2) 楷書筆順の特徴と働き
 - (3) 楷書筆順の規則性
 - (4) 楷書筆順の定義
2. 楷書筆順における規範性とは
 - (1) 楷書筆順における規範性のとらえ方
 - (2) 楷書筆順に対する規範意識醸成のしくみ－正書体・通行書体と楷書筆順規範－
 - (3) 楷書筆順規範の妥当性を担保する根拠－筆順指導の目的にみる規範性－
3. 日本における現行楷書筆順規範の特徴
 - (1) 教科書検定制度と楷書筆順規範－現行の楷書筆順規範の決定者－
 - (2) 『筆順指導の手びき』収載の楷書筆順に見られる特徴
 - (3) 中国（「現代漢語通用字筆順規範」）、台湾（「常用国字標準字体筆順手冊」）収録の筆順と『筆順指導の手びき』収録の筆順との相違点
 - (4) 仮名の筆順規範

第2章 筆順史に関する先行研究の検討

1. これまでの筆順史研究の成果と課題
 - (1) 通史的視点の必要性
 - (2) これまでの筆順史研究の概観
 - (3) 通史的解釈のための多角的な視点の提供－成果として－
2. 筆順史研究の枠組みの提案と視点の整理
 - (1) 研究対象－筆順の二つの位相－
 - (2) 筆順史研究の枠組みの提案－書道史と字書史と国語教育史－
 - (3) 筆順史の通史的解釈に必要な視点の整理

第3章 楷書筆順の規範形成の起点－中国・明代における規範的筆順の登場

1. 規範的筆順の登場の実態と背景
 - (1) 『書法三昧』『学範』『文字談苑』『字彙』の関係性について

- (2) 『字彙』における取捨行為から読み取れること
- (3) 字源系筆順と結構系筆順の実際
- (4) 字源系筆順と結構系筆順の混在の背景－初期規範的筆順の実際－
- 2. 『字彙』首巻「運筆」の意図
 - (1) 『字彙』の主題「画引き法の確立」の象徴としての首巻「運筆」
 - (2) 書き手への配慮としての首巻「運筆」
- 3. 『字彙』以後の中国（明代末・清代）の規範的筆順
 - (1) 明代末・清代の規範的筆順の関連文献
 - (2) 『父師善誘法』における規範的筆順
 - (3) 『書法正伝』における規範的筆順
- 4. 複数の楷書筆順規範の存在が意味すること

第4章 日本における楷書筆順の規範形成過程

- 1. 江戸期
 - (1) 江戸期の通行書体の特殊性と楷書筆順
 - (2) 『米庵墨談』における筆順論－草書・行書の運筆を根拠とする運筆系筆順観の拠り所
 - (3) 江戸期のまとめ
- 2. 明治期
 - (1) 楷書の台頭による筆順概念の運筆概念からの分離
 - (2) 筆順根拠の意識化－筆順根拠の展開と集約－
 - (3) 教育系筆順観の台頭と筆順の原則の条文化
- 3. 大正・昭和戦前期
 - (1) 大正期から第5期国定教科書教師用書までの規範的筆順
 - (2) 国定教科書教師用書における楷書筆順整理－国による初の規範的筆順提示－
- 4. 戦後・『筆順指導の手びき』以前
 - (1) 新字体への対応
 - (2) 当用漢字別表（881字）に対応した民間の筆順資料
 - (3) 『筆順指導の手びき』以前の文部省の動向
 - (4) その他の主な筆順関連資料
 - (5) 規範的筆順選定の限界への気づき
- 5. 筆順指導史と規範意識醸成の関係
 - (1) 筆順指導の意義－必要性への認識の共有－
 - (2) 筆順指導の方法と筆順規範意識
- 6. 『筆順指導の手びき』による規範形成の完結－その歴史的意義－
 - (1) 教育系筆順観へのシフトと規範意識の確立
 - (2) 『筆順指導の手びき』の歴史的位置付け

終章

- 1. 本研究から展望するこれからの楷書筆順規範
 - (1) 字源系筆順の見直し
 - (2) これからの学校教育における楷書筆順規範の捉え方
- 2. 本研究の成果と課題
 - (1) 研究の成果

(2) 今後の課題

<引用・参考文献>

- <資料>
1. 『芸備教育』における毛筆是非論争
 2. 『筆順指導の手びき』との筆順異同データ（戦後）
 3. 『筆順指導の手びき』収録筆順

2. 論文概要

序章

1. 問題の所在と本研究の意義

(1) 学術上の意義

筆順には通史が存在しない。筆順史研究の研究分野としての位置づけが曖昧であることもあって、筆順に関する歴史研究の絶対数が少ないからである。

そこで、本研究では、書道史、国語史（字書史）、国語教育史の各研究分野をまたいで相互補完しながら筆順史の複雑な実態を明らかにする。その際、規範的筆順の妥当性を担保する筆順根拠の存在に注目し、機能的合理性の追求過程と意味的合理性の追求過程の考察を中心に通史的な解釈を試みる。これらは筆順史研究における初めての試みであり、そこに本研究の学術上の意義を見出すことができる。

(2) 教育上の意義

“学校で学習する楷書筆順は規範としての正統性を担保できているのか”という点への疑念が払拭されていない現状がある。

そこで、本研究は、我が国の筆順史の実態を明らかにし通史的に解釈することで、現行の楷書筆順規範の正統性を検証するための資料と視点を提供する。そのことが、複雑に絡み合った現行楷書筆順規範の正当性をめぐるこれまでの議論を解きほぐし、学校教育における教条的で硬直化した筆順指導を改善することにつながると考える。そしてそこに本研究の教育上の意義を見出すことができる。

(3) 社会貢献的意義

情報技術の進展する社会において、手書きという行為の意味が問い直されている。本研究の対象は筆順の歴史であるが、それは手書きの歴史でもある。手書きは時間の経過を伴って字形を形成する行為であり、その手書きなくして筆順は存在し得ない。筆順史研究を通して手書きの歴史の一端を明らかにすることで、手書きの意義を検討するための資料を広く社会に提供できると考える。間接的にはあるが、そこに本研究の社会貢献的意義を見出すことができる。

2. 目的と方法

(1) 本研究の目的と位置付け

① 本研究の目的

本研究の直接的な目的は、日本における楷書筆順規範の複雑な形成過程の実態を明らかにし、それを通史的に解釈することである。その先には、現行の楷書筆順規範の正統性に対する複雑に絡み合ったこれまでの筆順論議を解きほぐし、現在の学校教育におけるトップダウン的な筆順指導の在り方から筆順の意義や効果への理解が学習意欲へとつながるような指導の在り方へと転換を図るといふねらいを見据えている。

② 本研究の位置づけ

本研究は、書道史、国語史（字書史）、国語教育史の各研究分野をまたいで相互補完しながら進めることを前提としながらも、次の理由から国語教育史分野の研究として位置づける。

一つには、楷書筆順をめぐる現実的な課題は、学术界ではなく、楷書筆順規範の学習指導に関わる国語教育のフィールドで多く生じているからである。また、一つには、筆順は文字言語ではなく、文字言語を合理的に書く（視覚化する）ための〈手段〉、また、文字言語の効率的記憶のための〈手段〉であり、その〈手段〉はこれまで文字を書いたり覚えたりする際に有効だという社会的コンセンサスのもとで“学ぶ対象”として人々に認知されてきたからである。

すなわち、筆順を学習材として捉えることで、教育分野（国語教育史分野）の研究として位置付けるのが妥当だと考える。

(2) 研究対象と方法

① 研究対象としての筆順の位相

書物・文献上に規範性を伴う筆順が登場して以後、筆順は〈個々の書き手〉と〈書物・文献〉という二つの位相において把握されるようになった。本研究では、伝承・師承（師弟間の継承）の過程に関する推論的な考察を加えながらも、主に書物・文献上に示される規範的筆順の変遷過程を対象として解釈を試みることにする。

② 研究方法

②-1 通史的解釈の対象とする楷書筆順規範関連資料

筆順が規範的筆順として文献上に登場したごく初期のものと推定される『書法三昧』（撰者未詳、明以前）、趙謙撰『學範』（明・正統1（1436））、王弘誨撰『文字談苑』（明・（1600前後））、梅膺祚撰『字彙』（明・萬歴43（1615））から、実質我が国の今日の楷書筆順の規範とされる『筆順指導の手びき』（文部省、昭和33（1958））に至る過程に出版された85点の楷書筆順規範関連資料^(注①)を通史的解釈の主な対象資料とする。

②-2 研究方法

はじめに筆順研究自体の枠組みや視点を整理するために、筆順及びその周辺に関する部分の基礎的考察を行う。その後、楷書筆順の規範性の歴史について通史的解釈を試みる。

- A. 楷書筆順の規範形成の過程を論じる上で前提となる事項について基礎的考察を行い、概念整理をする。
- B. 筆順史に関する先行研究の成果と課題を明らかにし、筆順史研究の視点の整理と枠組みの提案を行う。
- C. 中国における規範的筆順の登場を我が国の楷書筆順の規範形成の起点として捉え、その変遷を解釈する。
- D. 日本における楷書筆順規範の形成過程について、江戸期、明治期、大正・昭和戦前期、昭和戦後期（『筆順指導の手びき』に至るまで）の4期にわたって解釈する。

第1章 楷書筆順及びその周辺に関する基礎的考察

1. 楷書筆順とは

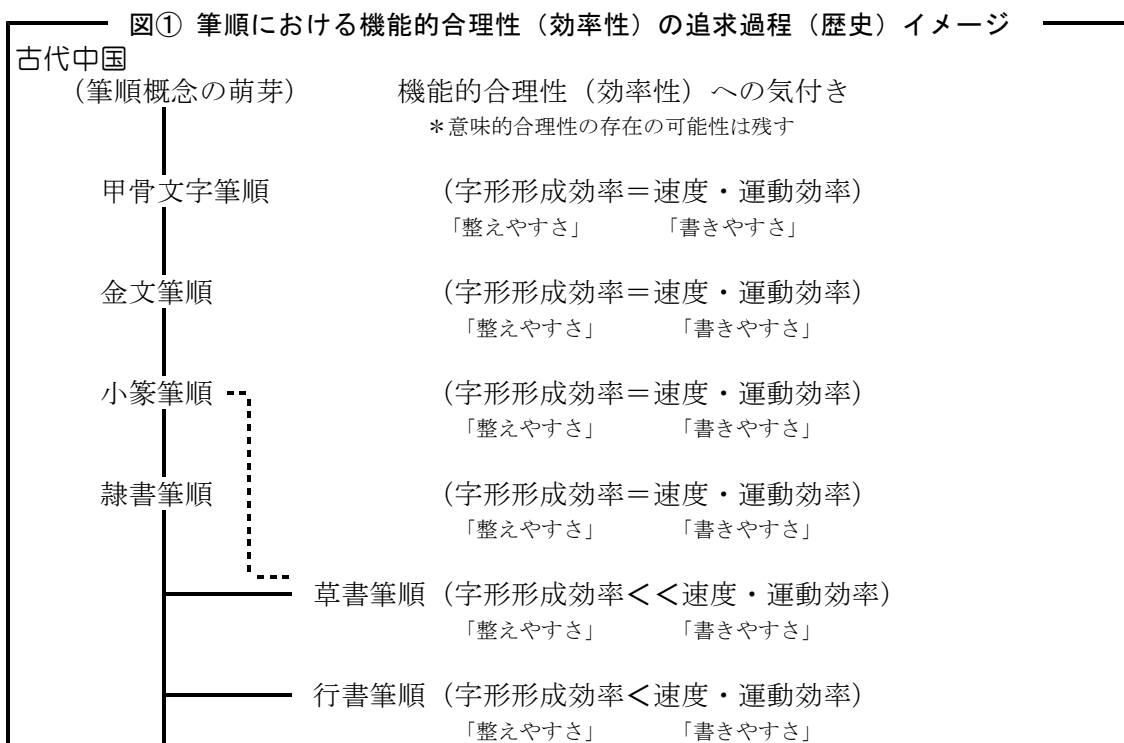
(1) 筆順の発生・変遷の原理－筆順における合理性の追求－

① 順序の合理性への気付き－筆順概念の萌芽のイメージ－

漢字という文字を短時間で望ましい形に作っていくための効率的な順序への気づきが筆順概念の萌芽だと想定できる。時代は特定できないが、小篆・隸書の時代に入る以前の金文やそれより前の時代の甲骨文字にも運筆の順序性は窺える。そこには効率性を意識的に求め始めた筆順概念の萌芽があったと考えられる。

② 機能的合理性（効率性）の追求と書体の変遷

「書きやすさ」（速度・運動効率）、「整えやすさ」（字形形成効率）といった筆順の機能的要素は、図①のように機能的合理性の追求の過程で、書体の変化と密接に関わりながら洗練していったと考えられる。



楷書筆順（字形形成効率＝速度・運動効率）
「整えやすさ」 「書きやすさ」

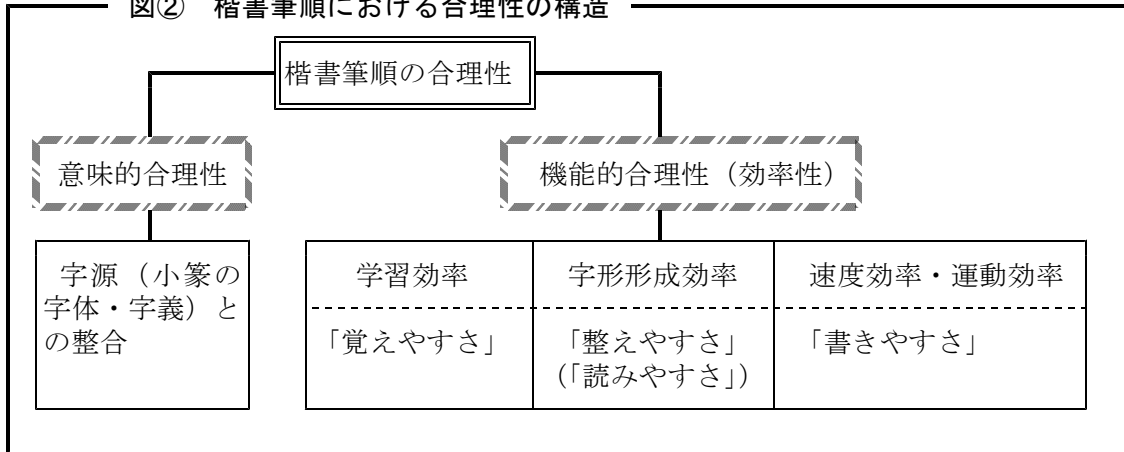
③ 筆順の洗練・淘汰説

以上のような変遷過程を踏まえて、機能的合理性の追求という点から筆順の変遷を説明するのがいわゆる「洗練・淘汰説」である。同説では、“文字はコミュニケーションツールであり、読みやすい字形が効率よく書ける筆順が求められるのであって、その作為・無作為の追究が歴史の中である一定の筆順を生み出してきた”と考える。

④ 楷書筆順における合理性の構造

楷書筆順は、機能的合理性に意味的合理性も加えて図②のような合理性の構造を持つと考える。意味的合理性を具現する字源系筆順は、機能的合理性（効率性＝字形形成効率、速度・運動効率）の追求過程においてある時代にトピック的に出現した。（現在はほぼ消えている。）また、機能的合理性の一要素としての学習効率は、明治以降に特に意識化され筆順に反映された要素である。（第4章参照）

図② 楷書筆順における合理性の構造



⑤ 筆順解釈における合理性と歴史性の問題

“古くから使われてきた歴史的な筆順”というニュアンスで「伝統的筆順」という言葉を使うことがよくある。また、今日の筆順を合理的筆順と捉えて「伝統的筆順」と対峙させる向きがある。しかし、伝統的筆順が筆順の歴史すべてを背負っているわけでも物語るわけでもない。筆順の合理性追求の過程こそが筆順の変遷過程すなわち歴史であって、筆順における歴史性は、合理性の追求過程の解釈によって把握されるものである。したがって、筆順における歴史性と合理性とを対立するものとして認識することはできない。

（2）楷書筆順の特徴と働き

① 楷書筆順理解の前提となる「点画概念」

筆を置いて線を引きそして離すワンストロークの動作は、線の単位を生み出す。ストロークの概念自体は、文字の形状を見る限り、甲骨文字の時代にはすでにあったと推測される。そして楷書におけるストローク概念（点画概念）は、字書史における字体整理の過程と書道史における用筆法確立の過程を経てより強固なものとなっていった。（第3章参照）

② 楷書筆順における順序性—運筆概念と結構概念—

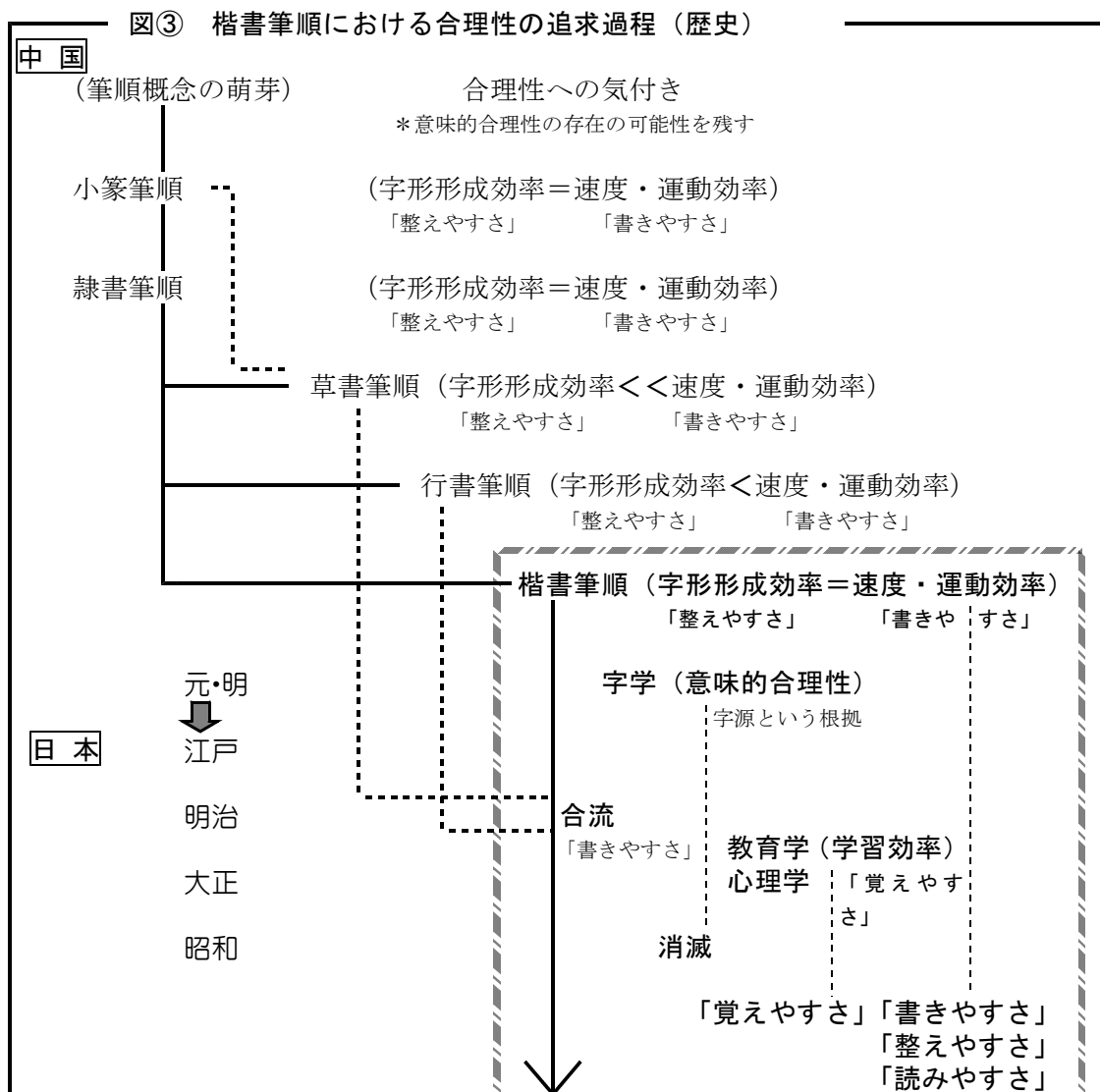
楷書筆順における「運筆」と「結構」（字形を整えること）という概念は、機能的合理性の視点から見れば、「書きやすさ」と「整えやすさ」という働きを表す言葉に還元される。両者は、中国書法史における楷書法の整備の過程すなわち結構論の進展の過程と用筆・運筆論の進展の過程を経て理論的に強化された。

③ 楷書筆順における順序性—学習効率概念—

文字の学習（記憶）を効率的にする機能的要素は「覚えやすさ」である。覚えやすくするために、漢字総体を俯瞰して「同一字体は同一筆順で書く」という通則や「上から下へ」「左から右へ」というような原則で統一を図ることが意図される。

④ 楷書筆順の働き

コミュニケーションツールとしての文字に求められるのは、ごく自然に考えて読みやすく整った字形であり、それに加えて書き手が求めるのは書きやすい運筆である。筆順はまず「書きやすさ」「整えやすさ」「読みやすさ」の3点において洗練されてきたと言える。そして、最後に学校教育の普及を背景とした筆順の統一とともに「覚えやすさ」が加わった。これらの機能的合理性の要素は、図③のように歴史の中で育てられたと考えられる。



<書学と字学の協働>

1. 用筆論から点画の規定へ → 漢字の構成要素に着目した字書

<書学の世界>

2. 結構論に見る順序性 → 点画や部分の組み立ての流れ（字形的把握）

「整えやすさ」（「読みやすさ」）

3. 運筆論に見る順序性 → 書字の流れ（運動的把握）「書きやすさ」

<教育の世界>

4. 教育論に見る順序性 → 学習・記憶の流れ「覚えやすさ」

（3）楷書筆順の規則性

① 楷書筆順の規則性への気付き

楷書法は、「用筆法」「運筆法」「結構法」「布置章法」（字配）などで構成されているが、「法」という概念はすなわち規則、ルール、決まりのことである。例えば、字形を整えるための点画・部分の組み立てルールが「結構法」である。結構法は、同一構造の他字種への適用・応用を前提とする規則性を伴った「法」なのである。宋の姜夔は『続書譜』（年代不詳）で「唐人の運筆は型にはまっていて魏晋の飄逸の気が無くなった」と述べ、明の董其昌は『容台別集』（年代不詳）で「晋人の書は韻を取り、唐人の書は法を取り、宋人の書は意を取る」と述べている。「法」を重んじ楷書字体の整理が進んだ唐時代に、すでにある程度の規則性を伴った筆順体系が存在した可能性も否定できない。（資料は未発見。）

② 楷書字体の整備と楷書筆順の規則性

楷書筆順の規則性は、楷書の筆画（点画）と字体の固定化・一定化及び楷書構造（へん、つくり、かんむり、あしの組み合わせ）の類型化を前提として成立する。楷書の筆画や字体には揺れがあったわけであるが、その揺れ幅が小さくなる過程で楷書筆順の規則性も矛盾の少ないものになっていくのが道理である。

字体整理を目的とした字書として顔元孫『干禄字書』（唐）がある。常用漢字表のような公的な字体標準を示す資料がなかった時代にあって、字書はその役割を果たしていた。ここでは字書史の詳細には踏み込まないが、字書における字体整備の過程が、楷書における規範的筆順出現の前提条件となったと考えることは可能であろう。

③ 筆順の原則の取り出しと言語化

楷書筆順の規則性への気付きは、次第に言語化されるようになった。

筆順の原則を立てて整理するという方法は、明治期後半くらいから意識され始め、次第に複数の手によって独自に立てられるようになっていき、『筆順指導の手びき』（文部省、昭和 33（1958））で一応の結論を得た。特に、「当用漢字表」による新字体への移行を終えた昭和 20 年代後半には、字体が整理されたことで規則性を見出しやすくなり、筆順の原則立てが盛んであった（第 4 章参照）。

このような筆順の原則を設定する作業は、一般的には、書き継がれてきた漢字の筆順群から規則性を導き出すという帰納的方法をとる。したがって、原則を立てる人々の間で前提とする筆順に認識の違いがあれば、導き出される原則も少し異なったものとなる。また、原則を立てた後にその原則に合うような筆順に改めて、筆順体系全体を整えるという演繹的な方法も加味して行われる。この作業は、機能的合理性の要素で言うと学習効率すなわ

ち「覚えやすさ」という点に焦点を当てたものと言える。

④ 現行筆順の原則と通則

現代日本における楷書筆順規範の事実上の拠り所とされる文部省『筆順指導の手びき』（前掲書）には、次のような筆順の原則が示されている。

- 大原則1 上から下へ『上から下へ（上の部分から下の部分へ）書いていく。』
- 大原則2 左から右へ『左から右へ（左の部分から右の部分へ）書いていく。』
- 原則1 横画がさき『横画と縦画とが交差する場合は、ほとんどの場合、横画をさきを書く。』
- 原則2 横画があと『横画と縦画とが交差したときは、次の場合に限って、横画をあとに書く。』
- 原則3 中がさき『中と左右があって、左右が1，2画である場合は、中をさきを書く。』
- 原則4 外側がさき『くにかまえのように囲む形をとるものは、さきを書く。』
- 原則5 左払いがさき『左払いと右払いとが交差する場合は、左払いをさきを書く。』
- 原則6 つらぬく縦画は最後『字の全体をつらぬく縦画は、最後に書く。』
- 原則7 つらぬく横画は最後『字の全体をつらぬく横画は、最後に書く。』
- 原則8 横画と左払い『横画が長く、左払いが短い字では、左払いをさきを書く。横画が短かく、左払いが長い字では、横画をさきを書く。』

（4）楷書筆順の定義

楷書筆順は、楷書筆順規範の歴史を解釈する上で、いくつかの視点から定義しておく必要がある。使用する筆記具、文字を書く一連の動作、筆順の存在場所、書く文字、書く目的等、第1章の考察を通して得た視点から次のように定義しておく。

①筆記具の動きから：

「文字の書き始めから書き終わりまでの時間の経過の中で筆記具が辿る順路」

②書き手の行為から：

「筆順とは文字の形を実際の紙の上に書き現そうとするとき、一連の順序で点画が次第に現されて一文字を形成していく順序」（『筆順指導の手びき』）

③筆順の存在場所（位相）から：

規範的筆順「書籍や電子メディア等に学習対象として示される筆順」

個人内筆順「個人に記憶され文字を書く過程にリアルタイムで表れる筆順」

④楷書の書体特徴から：

「個々の点画を順次形成しながら字形全体を整齊に構築する順序」

⑤筆順の意義から：

「書き手にとっては文字が書きやすく整えやすく、読み手にとっては読みやすく、学習者にとっては文字が覚えやすい運筆の順序」

2. 楷書筆順における規範性とは

（1）筆順における規範性のとらえ方

筆順は学ぶ対象である。学び手の立場から捉えたとき、筆順の規範性は、当該筆順が効果的であることへの理解と実感によって学び手に認知される。一方、効果的であることへの理解と実感がなくても、学ぶべき対象としての認知を学習者に権威的に強要することによっても成り立つ。公教育の教科書や社会的に権威あるテキストに視覚的に提示される筆順は後者のパターンであるが、師からの伝承の場合でも師に権威が認められ師弟間に盲目的な学びの関係性が成立しているとすれば、後者のパターンも成り立つであろう。しかし、理想は当該筆順が効果的であるということへの理解と実感の上に認知される規範性であるべきで、そうでなければ、社会一般に認められて広まることはないし、長く伝えられることもないと考えられる。

(2) 楷書筆順に対する規範意識醸成のしくみー正書体・通行書体と楷書筆順規範ー

① 5書体における正書体と通行書体

効率性を追求した5書体(篆書、隸書、草書、行書、楷書)の生成過程で、文字を書く場や目的などの状況の違いから、通行書体と正書体という概念が生まれた。生活の中の比較的ラフな場や速く書かなければならない状況下では通行書体(草書、行書)が、公的で正式な場や丁寧に正しく書かなければならない状況下では正書体(篆書、隸書、楷書)が使用された。すなわち、通行書体と正書体とでは、正書体が社会的に規範とされる書体という位置づけになる(注②)。

② 正書体・通行書体の役割と楷書筆順規範の関係

この通行書体と正書体の関係性は、楷書筆順規範の性格を考える上で重要になる。

筆の動きと字形とは表裏一体の関係にある。筆の動きは字形を規定する。また、特定の字形を再現するには筆の動きを規定しなければならない。しかし、この表裏一体の関係性は、正書体(篆書、隸書、楷書)と通行書体(草書、行書)とでは、優位性に差があることに留意しなければならない。

「書きやすさ」(速書性)を重視する草書や行書などの通行書体は、楷書などの正書体に比べて字形の再現が筆の動きを規定することについて多分に寛容である。草書や行書などの通行書体は字形に幅があることが書きやすさの前提であり、厳密な字形の制御は求められていない。すなわち、通行書体(草書、行書)において、筆の動きと字形とでは筆の動きが優位だと言うことができる。

一方、整いとそこから醸し出される品格や威厳が求められる正書体(篆書・隸書・楷書)の場合は、筆の動きよりも字形の方が優位だと言うことができる。ただし、同じ正書体である篆書・隸書・楷書を比較した場合、篆書から楷書へと速度効率や運動効率を高めていく流れが見て取れ、楷書にいたって、筆の動きと字形の優位性が丁度バランスを保った状態になったと考えられる。楷書以降に書体の変化が起こらなかったのも、そのバランスの良さが要因の一つではないかと推測する。

③ 楷書筆順に対する規範意識の共有ー無作為から作為へー

書体の変遷とともに進んだ筆順の洗練・淘汰は、これまでの洗練・淘汰説が説くように、無作為・無自覚に進められた傾向が強い。文字の教育に関わるコミュニティの形成と成熟の過程で、共有された規範意識のもとに筆順規範が水面下で伝承されていったと推測する。楷書が正書体として確立・固定化して以降もしばらくは大小様々な文字教育コミュニティ

における伝承が続けられ、最終的には近代国家の形成と成熟にともなう教育制度の整備・充実の過程で、為政者サイドが作為的に国家レベルでの規範としての楷書筆順を確立しようとする動きになったと考えられる。

(3) 楷書筆順規範の妥当性を担保する根拠—筆順指導の目的にみる規範性—

① 三つの筆順根拠

楷書筆順規範には、その規範性を支える「筆順根拠」が必要であり、その根拠の妥当性が筆順規範を規範として成り立たせる。筆順史資料から判断するに、わが国の楷書筆順には、歴史的に大きく次の三つの筆順根拠が存在し認知されていたと考えられる。

- | |
|---|
| A 機能的合理性（書きやすさ、整えやすさ、読みやすさ、覚えやすさ） |
| B 意味的合理性（字源＝小篆の字体解釈・字義解釈との整合） |
| C 行書・草書の運筆（後に「書きやすさ」による意味づけがなされる）＊第3・4章 |

3. 日本における現行楷書筆順規範の特徴

『筆順指導の手びき』（前掲書）は、日本で最も新しい楷書筆順規範である。それ以後国が公にしたものはない。昭和 52 年以降は教科用図書検定基準に「原則として一般に通用している常識的なもの」と示され、同書の拘束力はなくなったが、未だに今日の楷書筆順規範として認知されている。同書の筆順は、行書の運筆との連続性が意図された筆順であるとともに、「覚えやすさ」を重視して体系化された筆順である。

なお、日本と中国と台湾の楷書筆順には、同字体でありながら異なるものが散見する。それは各国で歴史的に醸成してきた漢字に対する意識、伝統的価値や、書字様式史に対するスタンスの違いを反映したものである。

第2章 筆順史に関する先行研究の検討

1. これまでの筆順史研究の成果と課題

先行研究を概観すると、<ア. 筆順の通史的解釈をテーマとする研究><イ. 筆順の通史的解釈を意識した小考察><ウ. 通史的解釈を意図しない過去の筆順（筆順史）に関するテーマの研究>の三つに分類できる（注③）。ア以外は単発・断片的で視点も一定していないが、先行研究総体で見た場合、筆順史に切り込む多角的な視点を提供してくれる。

例えば、アの分類に該当する渡辺清一「筆順雑考」（『斯文』第 10 号,昭和 29（1954））では、原点となる典拠の存在の有無、絶対的な理論の存在の有無、口授による伝承というあり方、楷書字体整理の行われた唐代への着目など、通史的解釈に必要な視点が多く述べられている。また、ウの分類に該当する佐藤稔「異体字と筆順と」（『秋田大学教育学部研究紀要人文科学・社会科学』第 31 集,昭和 56（1981））には、筆順の二つの位相、規範的

筆順の社会一般への影響度、各時代における社会一般に行われる筆順の〈揺れ〉など、筆順史研究の枠組み構築のために見落とせない点が内在する。

2. 筆順史研究の枠組みの提案と視点の整理

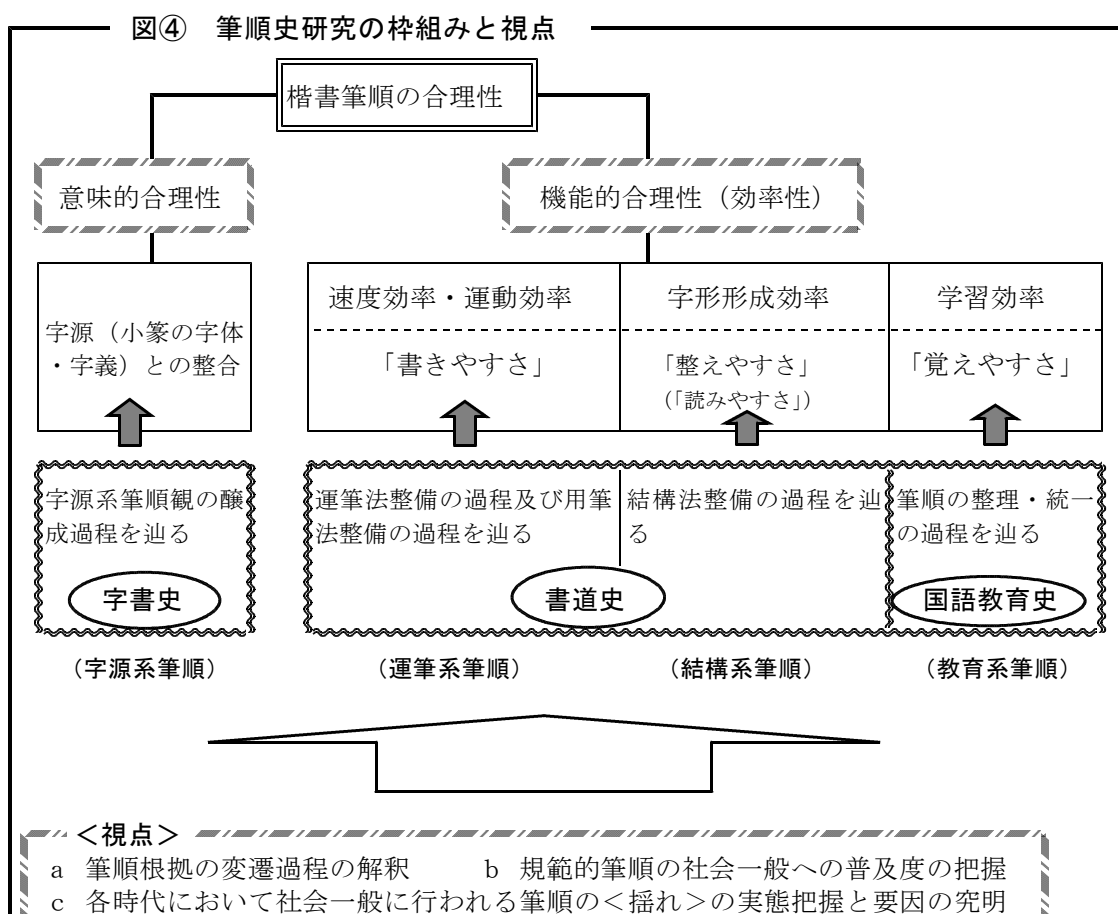
(1) 研究対象—筆順の二つの位相—

第一章で述べたように、筆順は、その存在形態の違いから二つの位相で捉えられる。

一つは、国語の教科書や漢字辞典などに学習対象として示される筆順である。これは広く学習対象とされることを前提とし規範性をともなっているため、「規範的筆順」と呼ぶことにする。一つは、個人に記憶され文字を書いている過程にリアルタイムで表れる筆順である。このような個人単位で把握される筆順を「個人内筆順」と呼ぶことにする。本研究では前者を主な対象とする。

(2) 筆順史研究の枠組みの提案—書道史と字書史と国語教育史—

複雑に絡み合う筆順史を解釈するには、筆順のもつ合理性に着目し、合理性を支える一つ一つの要素が醸成された過程を丁寧に辿る作業が必要である。その際、既存の研究分野である、書道史、字書史、国語教育史それぞれを柱として、図④のような枠組みで行うことを提案する。それぞれベースとなる研究分野を定めたものである。それぞれの「過程を辿る」際に、必要に応じてa～eの視点に関わるというイメージである。



- d 特定の人物の筆順が社会一般の筆順に対して影響力を持ったケースの把握
- e 文字資料の筆者の筆順傾向の把握

- * 字源系筆順…字源（小篆の字義・字体）を根拠とする筆順
- * 運筆系筆順…書きやすさを根拠とする筆順
- * 結構系筆順…整えやすさを根拠とする筆順
- * 教育系筆順…覚えやすさを根拠とする筆順

第3章 楷書筆順の規範形成の起点—中国・明代における規範的筆順の登場—

本章では、規範的筆順を収載する資料の中で、『書法三昧』（明以前・撰者未詳）、『学範』（明・趙謙撰）、『文字談苑』（明・王弘誨撰）、『字彙』（明・梅膺祚撰）といったごく初期のものをもとに、規範的筆順がどのような形で登場したのか、その実態と背景について考察する。

1. 規範的筆順の登場

(1) 『書法三昧』『学範』『文字談苑』『字彙』の関係性について

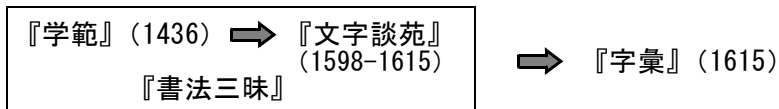
① 4資料の前後関係について—成立年・刊行年に関する記述から探る—

『字彙』首巻「運筆」の解説文にある「之を書法三昧文字談苑等の書に本もとづく」という記述から、『字彙』（1615）以前に『書法三昧』と『文字談苑』が刊行されていたことは確認できる。また、『学範』（1436）と『文字談苑』（1598-1615）の前後関係については、その刊行年の考察から『学範』が先行したと判断できる。したがって、

『学範』（1436）→『文字談苑』（1598-1615）→『字彙』（1615）

という前後関係までは確認できる。

確認できないのは『書法三昧』の位置である。先に考察したように資料の記述からは正確な刊行年が判明しないので、『書法三昧』と『学範』、『書法三昧』と『文字談苑』の前後関係が不明である。したがって、4資料の記述からは、その前後関係を“『字彙』と『字彙』以前”という構図で把握するのが限界である。



② 4資料相互の内容的関係性について—筆順・字種・字体から探る—

4資料の前後関係を踏まえて、『書法三昧』、『学範』、『文字談苑』、『字彙』それぞれに収録された規範的筆順とその字種・字体について異同を整理・分析し、4資料間の内容的関係性について考察する。

<字種・字体の異同について>

字種と字体の異同について、次の資料①のように一覧にして示す。

資料① 4 資料の字種・字体比較

*『書法三昧』は『格致叢書』収録本

『三昧』	『学範』	『談苑』	『字彙』	『三昧』	『学範』	『談苑』	『字彙』	『三昧』	『学範』	『談苑』	『字彙』	『三昧』	『学範』	『談苑』	『字彙』	
	龜	龜	龜	鼎	鼎	鼎	鼎	有						區	區	區
龜	龜		龜	右			右	有						風	風	風
龜				長			長	有						白	白	
興	興	興	興	書			書	有						垂	垂	垂
肅	肅	肅	肅	臣			臣	有								垂
飛	飛	飛	飛	分				化								
必			必	將			將	乃						少	少	
馬			馬	羽	羽	羽	羽	成						壺	壺	
歐				老	老	老	老		雷	雷	雷			罍	罍	罍
齋	齋	齋	齋	兆	兆	兆	兆							突	突	
畝			畝	韭	韭	韭	韭									川
門	門	門	門	學	學	學	學		鼠	鼠						止
聚			聚	虞	虞	虞	虞		鼠	鼠	鼠					毋
匡			匡	及			及									匹
無	無	無	無	司			司		非	非						禾

(*『字彙』は、「禾」の後に「交片左凸戌戌弗充凹州𠂔坐垂兕非佳來盈虐乘牽畢寒敝罍華戢戢爾盡龍羸變白急滅蔑」が続く。)

字種の異同は次頁のように整理できる。これを見ると、『書法三昧』(『格致叢書』本)と『学範』(『文字談苑』)から『字彙』に採録された字種の割合が高いことがわかる。また、『字彙』単独で収録した字種の数も多い。

字体は、4資料に共通して、「畝(畝)」「雷(留)」のような『説文解字』の小篆を楷書化したいわゆる本字や古字が若干混じっている点を確認できる。また、同じ字種であっても、点画の交差や接筆、長短等の微細な部分の揺れが激しい。この揺れの内実は、撰者・編者の字体認識の違いのレベルから誤刻のレベルまで様々であり、字体相互の関係性の正確な把握を難しくしている。

◎『書法三昧』(『格致叢書』本)と『学範』(『文字談苑』)とで共通の字種

15字(龜、興、肅、飛、齋、門、無、鼎、羽(羽)、老、兆、韭、學、虞、歐(區))

*『学範』(『文字談苑』)…15/26字(57.7%) 『書法三昧』…15/37字(41.7%)

◎『書法三昧』(『格致叢書』本)と『字彙』とで共通の字種

28字(龜、興、肅、飛、必、馬、齋、畝、門、聚、匡、無、鼎、右、長、書、臣、將(將)、羽(羽)、老、兆、韭、學、虞、及、司、有、歐(區))

*『書法三昧』…28/37字(75.7%) 『字彙』…28/78字(35.9%)

◎『学範』(『文字談苑』)と『字彙』とで共通の字種

21字(龜、興、肅、飛、齋、門、無、鼎、羽(羽)、老、兆、韭、學、虞、雷、

巖、區、風、垂、盟)

* 『学範』(『文字談苑』) … 21/27字 (77.8%) 『字彙』 … 21/78字 (26.9%)

◎ 『書法三昧』(『格致叢書』本)、『学範』、『文字談苑』、『字彙』 すべてに共通する字種
15字 (龜、興、肅、飛、齋、門、無、鼎、羽(羽羽)、老、兆、韭、學、虞(區))

◎ 『字彙』 単独で示した字種

41字 (川 宀 止 母 匹 禾 交 片 左 凸 戊 戌 弗 充 凹 州 卵 坐 亞 兕 非 隹 來 盈
虐 乘 牽 畢 寒 敝 鬲 華 戢 鼓 爾 盡 龍 羸 變 台 急 滅 蔑) 43/78字 (55.1%)

<筆順の異同について>

『書法三昧』、『学範』、『文字談苑』、『字彙』 のすべてに共通する 15 字種 ((龜)、興、肅、飛、齋、門、無、鼎、羽(羽羽)、老、兆、韭、學、虞(區)) のうち、ほぼ字体が同じと判断できる 12 字種 (興、肅、飛、齋、門、無、鼎、老、兆、韭、學、區(歐)) について次に比較してみる。

次の資料②のように、12 字種の内「興」「肅」以外は共通の筆順を採用しているが、分割部分の異同が大きいことがわかる。

<各資料の位置>

ア. 『書法三昧』(『格致叢書』本)	エ イ ア
イ. 『学範』	
ウ. 『文字談苑』	ウ
エ. 『字彙』	

◎ 分割部分の相違を考慮しない場合の異同 * () 内は同じということ。

興 (ア) (イウエ)	肅 (アイウ) (エ)	飛 (アイウエ)
無 (アイウエ)	門 (アイウエ)	齋 (アイウエ)
鼎 (アイウエ)	老 (アイウエ)	韭 (アイウエ)
兆 (アイウエ)	學 (アイウエ)	區 (歐) (アイウエ)

◎ 分割部分の相違を考慮した場合の異同 * <>内は同じ分割部分ということ。

興 (ア) (<イウ><エ>)	肅 (<ア><イウ>)	(エ)	飛 (<アエ><イウ>)
無 (<アイウエ>)	門 (<アイウエ>)	齋 (<アイウエ>)	
鼎 (<ア><イウエ>)	老 (<アウエオ>)	韭 (<ア><イウ><エ>)	
兆 (<アイウエ>)	學 (<アエ><イウ>)	區 (歐) (<アイウエ>)	

資料② 4 資料間の筆順比較





(2) 『字彙』における取捨行為から読み取れること

『学範』『書法三昧』の筆順のうち、『字彙』に採録されなかったのは「興」「肅」「臣」の筆順である。筆順不採録の理由について考察すると、『説文解字』の存在が浮かびあがってくる。編者梅膺祚は『字彙』「運筆」の末文で次のように言っている。

此運筆先後法也。本之書法三昧文字談苑等書。有差謬者復以説文參之。字雖無幾法可類推。試詳玩焉、則心有員機手無滯迹。舉一可貫百矣。

(「此れ運筆先後の法なり。之を書法三昧文字談苑等の書に本く。差謬有る者は復説文を以て之を参ふ。字幾くも無しと雖とも法類推すべし。試に詳に玩ふは則ち心に員機有り手に滯迹無し。一を挙て百を貫くべし。)」

ここで梅膺祚は、『字彙』の筆順の斟酌は『説文解字』(永元十二年(100))に拠るという趣旨のことを述べている。『説文解字』によるという趣旨の記述は、『学範』「発筆先后」の末文にも見られる。「須據許慎説文爲主而分布之、以此爲例推廣求之。」(「須く許慎が説文に拠て主と爲して之を分布すべし。此を以て例と爲して推廣めて之を求めよ)」とい

う記述部分は、『字彙』の「差謬有る者は説文を以て之を^{かんが}参ふ。字幾くも無しと雖とも法類推すべし」と類似した表現であり、『説文解字』によるとしている点で同じような趣旨である。この『説文解字』の小篆の字義や字体を根拠にする‘字学’からの解釈によって成立するのが字源系筆順である。「臣」「興」はこの筆順観で不採録になったのである。

(3) 字源系筆順と結構系筆順の実際

明前後の規範的筆順には、結構系筆順と字源系筆順の混在が認められる。

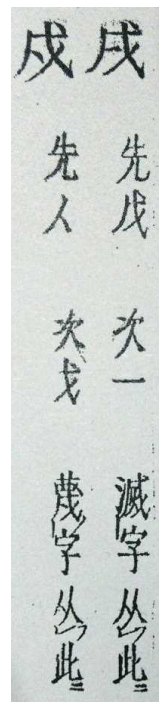
<字源系筆順> (字学からの解釈)

『説文解字』(許慎、100)の小篆の字義や字体を根拠にした字学からの解釈によって成立するのが字源系筆順である。甲骨文字が発掘され、それによる字源研究が進んだ現段階の字源概念とは異なるものである。『説文解字』との関係から次のように分類できる。

- ア 楷書の類似形における字体と字義の混同を避けることを意図して『説文解字』を参考にしている場合
- イ 字体の変化に伴う画数の変化の内容を明示することを意図して『説文解字』を参考にしている場合
- ウ 直接的な意図は不明だが『説文解字』の小篆の字体や字義に引き寄せて筆順を解釈していると推測される場合

例えば、アの場合、『字彙』では「戌」(ジュツ)と「戌」(ジュ)を並べて、右のように筆順を示している。「戌」の筆順は、現在の教育系筆順観による「同じ形は同じ筆順」という通則から考えれば、「厂」の部分において、左払い「ノ」が先か横画「一」が先かという点が問題となるであろう。そして「厂」の形において横画部に交わる線があるときは左払いを先に書く」という筆順の小原則に則って、両者とも「ノ厂」という順序を示すことになるであろう。しかし、『字彙』では全く異なる筆順の示し方をしている。これは、『説文解字』の小篆の字体および字義解釈によるのである。

「戌」について『説文解字』(十四下・戌部)には、「滅也。九月陽気微、萬物畢成、陽下入地也。五行土生於戌、盛於戌。从戌含一。」(「滅ぶるなり。九月陽気微にして、万物^{ことごと}畢く成り、陽下りて地に入るなり。五行の土は戌に生じ、戌に盛んなり。戌の一を含むに従ふ)とある。「五行の土は戌に生じ、戌に盛んなり」とあるが、十二支の「戌」及び十干の「戌」は、陰陽五行説の「土」に当たる。「先 戌 次 - 」という筆順の示し方は「戌の一を含むに従ふ」にそったものであることがわかる。一方、「戌」について『説文解字』(十二下・戈部)には、「守邊也。从人持戈。」(「辺りを守るなり。人の戈を持つに従ふ)とある。「戌」の「先 人 次 戈」という筆順の示し方はこれにそったものであることがわかる。「滅」「蔑」はそれぞれ「戌」「戌」を部分として含むので、筆順も「从此」(「此に従ふ)とされる。



「戌」と「戌」の場合、楷書の字体が似ている。その混同を避けるために、字義の違いを筆順を通して明示しようとしている点で、『字彙』巻末附録「辨似」の目的と通じてい

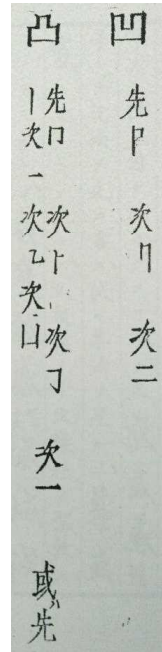
ると言えよう。ここでは、どういう順序で運筆したら書きやすく字形が整うかという点よりも、まずは両者が違う文字であることを認識して正確に書けるように、字体と字義の違いを筆順を通して明らかにすることに力が注がれているのである。

＜結構系筆順＞（書学からの解釈）

『説文解字』との関係が不明な筆順であり、主に書学における結構法を背景とした「整えやすさ」を根拠とする筆順が結構系筆順である。『字彙』首巻「運筆」の中の次の文字群は「中から外」の原則的なものに従っている。

「凹、凸、變、羸、齋、學、龜、聚、爾、鼎、黽、畝、垂、韭、非、兆、弗、川」

これは、結構系筆順を主張する井田の言によれば、「文字は中心を定めて上下左右の釣合をとるものであるから、點冠の下、中心の畫ある字は次に中心を書くものである。字冗裏菊麻病衆の類裏は十の次巾をかき、衆は血の次にイを書く」（井田学山『書道手引』明治 42（1909））に則ったものである。このような字形の「整えやすさ」という視点から規定しようとする筆順を結構系筆順という。4 資料にはこの結構系筆順が確認できる。



（4）字源系筆順と結構系筆順の混在の背景—初期規範的筆順の実態—

次の『学範』「發筆先后」の末文からは、許慎『説文解字』（100）に基づいた字源系筆順観と結構系筆順観の双方が読み取れる。

資料③ 『学範』「發筆先后」の末文

偏傍隨字辨體隨體識樣。字形有孤單重並并累攢積之體。須據許慎說文爲主而分布之。以此爲例推廣求之。謙按自古能書者不少。知造書之旨者誠獨少。能書者但務詭媚未有克臻所從者。本字寫本眞字從直。雖逸少魯公猶且弗免。況他人乎。謙以爲扁旁來歷。必當細考六書而書之。筆法筋骨則効古人而爲之則意在必然。一在其中。非唯字學之工。亦且義理流於目前。庶乎可上達也。

（「偏傍は字に隨て体を弁し體に隨て様を識る。字形は孤單重並并累攢積の體有り。須く許慎が説文に拠て主と爲して之を分布すべし。此を以て例と爲して推し広めて之を求めよ。

謙按に古自り書を能する者少からず。書を造るの旨を知る者の誠に独り少なし。能書者は但詭媚を務めて未だ克く従ふ所の者に臻ること有らず。本の字本を写し眞の字直に従ふ。逸少魯公と雖も猶且免れず。況や他人をや。謙以爲らく扁旁の來歴は必ず当に細に六書を考へて之を書すべし。筆法筋骨は則ち古人に効つて之を爲すは則ち意は筆前に在て一に其中に在り。唯字学の工なるのみに非ず。亦且つ義理目前に流る。庶くは上達すべし。」）

「偏傍は字に隨て体を辨し體に隨て様を識す、字形に孤單、重並、并累、攢積の體あり、

須く許慎が説文に拠て主と為して之を分布すべし、此を以て例と為して推廣めて之を求めよ」の部分からわかるように、まず第一義として許慎の『説文解字』によって字体構成すなわち結構を考えるべきであり、書を能くするには「造書之旨」すなわち「六書」を知るべきだと説く。「之を分布すべし」という表現からわかるように、許慎の『説文解字』すなわち字源に基づいた文字の構成要素単位の組み立て（結構）順序が筆順という認識である。この考え方は、意味的合理性を根拠とする字源系筆順の考え方に他ならない。

また、文中に「古自り書を能する者少からず。書を造るの旨を知る者の誠に独り少なし」とある。我が国でも明治期に漢学者が「書家は字を知らない」という趣旨の批判をすることがよくあった。この嘆きはまさに同じことを言っている。漢字を構成する部分の認識を確かにしなければ誤字を生み出す。いくら整った文字を書いてもそれでは意味がないということである。趙謙の「知造書之旨者誠獨少」という嘆きは、その当時の書学と字学の実態や相互の関係性を反映させたものと言えよう。

一方で、趙謙は、書学^(注22)も否定していない。むしろ肯定的である。「筆法筋骨は則ち古人に効ふて之を為さば則ち意筆前に在て一に其の中に在り。唯字学の工なるのみに非ず」とは書学の立場からの言である。「筋骨」や「意筆前に在り」は、書法史における重要な概念であり、古来書論の中でよく用いられるフレーズである。

趙謙は、字学と書学の両面から文字を学び「庶くは上達すべし」すなわち上達することを希望しているのである。したがって、字源系筆順観を第一義として堅持しながらも字形のバランス重視の結構法を加味して筆順を示しているのが実際のところである。

なお、『学範』の「字学書目」には『説文』から『洪武正韻』まで25の字書名が記されている一方で、「評法」には『書史』から『宣和書譜』まで10の書論名が記されている。この両者の併載から、『学範』成立当時が文字の学びに関する教養として両者ともに理解が必要と考えられていた時代だとわかる。例えば、趙謙は、『学範』「字学書目」の末文に「謙近作聲音文字通。於諸家頗有所長。惜乎不能板行也。」（「謙近ろ声音文字通を作る。諸家に於て頗る長する所有り。惜くは板行すること能はざるをなり」と書いて、自身が「声音文字通」という字書を作ったが、出版することができていないことを嘆いている。趙謙は書学にも字学にも通じた教養人だったということであろう。

この後、『字彙』首巻において「運筆」の項が設けられたのも自然な流れである。

2. 『字彙』首巻「運筆」の意図

ここまでの考察を踏まえて、『字彙』首巻「運筆」に込められた編纂者梅膺祚の意図は、可能性として“『字彙』の主題「画引き法の確立」の象徴”と“書き手への配慮”という2点にあったと推論した。

3. 『字彙』以後の中国（明末・清）の規範的筆順

『字彙』より後の時代にも規範的筆順を収載する書物は出版された。具体的には、画引き字書『正字通』（張自烈、明末）と川口嘉の『運筆順序』（明治33（1900））に考証資料として書名記載がある『父師善誘法』（唐彪、清）、『漢溪書法通解』（戈守智、清）、『書

法正傳』(蔣和、清)などである。『正字通』は『字彙』「運筆」のコピーであり、また、『漢溪書法通解』はわずかな記載があるだけで、特筆することはない。一方、『父子善誘法』と『書法正伝』は、『字彙』「運筆」との相違点が字種・筆順ともに多く確認できる。特に『父師善誘法』の和刻本は、日本で広く使用された。

4. 複数の楷書筆順規範の存在が意味すること

不特定多数の書字者が個別に伝承してきた運筆の順序を規範的筆順として視覚化したことの意味は大きい。規範的筆順の位相と伝承される個人内筆順(群)の位相との併存関係が始まり、また、不特定多数の学習者への伝達を可能にした。しかし一方で、異なる筆順を個人内規範とする者による異論の表出を促すことにもつながった。例えば、『字彙』において梅膺祚が『書法三昧』『文字談苑』の字種や筆順を取捨した行為はまさに異論の表出である。

日本で異なる筆順観の存在が表面化したのは、楷書が正書体になった明治期である。行草の運筆から類推する日本式の運筆系筆順と中国から流入した『字彙』等収載の字源系筆順、結構系筆順とでは大きな違いがあり、特に教育の場で戸惑いが生じたことは想像に難くない。

第4章 日本における楷書筆順の規範形成過程

1. 江戸期

江戸期は、幕府推奨ということもあって、青蓮院流の流れを汲む御家流が広く行われていた。御家流は日本で育まれた和様の流派であり、書体は行草体である。明・清の楷書法が唐様書論として一部知識層の間に浸透し始めた時期でもあったが、官民ともに普及していたのは唐様書道ではなく御家流である。

このような筆路・筆脈を読みとりやすい行書や草書を中心に使用していた江戸期においては、筆順という概念は運筆という概念に包含されており、知識層における特異な事例は除き特に表立って問題にされることはなかった。仮に水面下で師子相伝的に伝承されていたとしてもそれが表面化することはない、また、それを表面化させなければならないほどの需要もなかったと考えられる。このような状況は、中国とは異なる和様書道を継承し続けた日本独特のものであった。

日本の楷書筆順規範は、江戸期に唐様書と唐様書論を学んだ知識層によって中国からもたらされたと考えられる。明の『学範』『字彙』及び清の『父師善誘法』における規範的筆順資料は、これらが江戸期の元号を記す和刻本を持つことから、江戸期に日本に入ったのは間違いない。江戸期には、唐様書論や『字彙』等の我が国への流入によって、『説文解字』の小篆を根拠とする字源系筆順観、結構法を根拠とする結構系筆順観がまずもたらされたのである。さらに、幕末に至ると唐様書家である市河米庵が、『米庵墨談』(文化9(1812))の中で、草書の運筆を楷書の運筆(筆順)の根拠とするという運筆系筆順論を

② 明治期筆順関係書群

明治時代を通して、筆順及び筆順に関する考察を掲載している次のような書論書、教科書、教授法書、研究書などの筆順関連文献が見られる。

<筆順を収録する明治期の書道関係文献、教育関係文献> * a～eは筆順専門書

- 坪井玄益『習字のはじめ』明治11(1878)
- (a 五十川左武郎『運筆法』明治12(1879))
- 朝野泰彦『小學新撰童子通』明治13(1880)
- 石川鴻齋『書法詳論』明治18(1885)
- 高田忠周『小学校尋常科習字本』明治20(1887) * 小学校用教科書
- (b 那須熙『運筆順序』明治21(1888))
- 青野喜兵衛『書法問答』明治25(1892)
- 日隈徳明『習字法』明治27(1894)
- (c 竹田左膳『運筆の順序』巻の一 明治28(1895))
- 福井淳『運筆自在 習字速成術』明治30(1897)
- 東京習字会『習字要訣』明治31(1898)
- (d 川口嘉『運筆順序』明治33(1900))
- 田賀糸静湖『書法要領』明治35(1902)
- (e 浅野儀史『小學校令適用運筆順序』明治35(1902))
- 北海道師範学校附属小学校『各科教授提要』明治36(1903)
- 富田近之助『小学校書方教授法』明治38(1905)
- 東京高等師範学校附属小学校『小学校教授細目』明治40(1907)
- 佐藤惟昇『習字教材』明治41(1908)
- 米澤又郎『習字のすさび』明治42(1909)
- 村田竜洲『書法正解』明治42～43(1909～1910)
- 井田秀生『書道手引』明治42(1909)
- 安達常正『漢字の研究』明治42(1909)
- 大葉久吉『小學校の實際に關する適切なる諸問題の研究』明治43(1910)
- 糸長徳松『新読本漢字研究』明治43(1910)

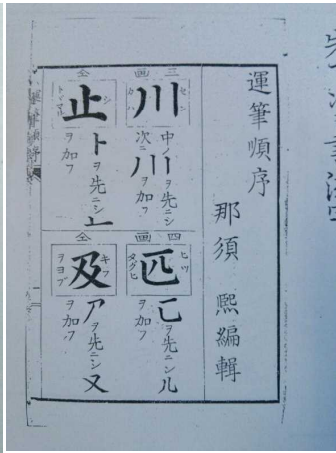
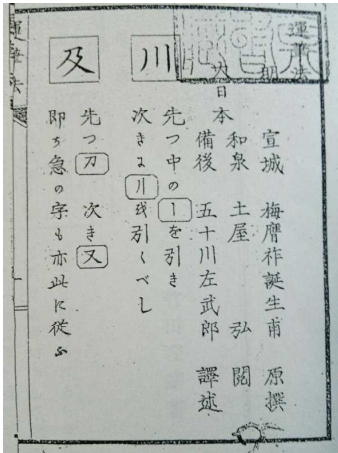
明治期前半の文献は、楷書筆順の情報への世間の需要に応えるという意図のもとで『字彙』、『父師善誘法』、『米庵墨談』などに収録された字種と筆順とを踏襲して出版されていた。a～eの筆順書に収録された字種を分析すると、『字彙』首巻「運筆」の字種はa b d eの文献でほぼ共通して収載されている。また、『米庵墨談』「草書知楷書運筆」の13字(重生王隹書坐非出寒將示臣耳)もd eの文献において共通している。収載字種が各文献間で共通しているということは、『字彙』や『米庵墨談』所収の字種を継承して示しているということである。また、年代がさがるにつれてそれ以前に出版された

筆順書の字種を包括する傾向が認められる。筆順種についても、一つの文字について過去

資料⑤ a 五十川『運筆法』

b 那須『運筆順序』

に異なる説をとる複数の文献が存在



した場合、dの川口嘉『運筆順序』とeの浅野儀史『小學校令適用運筆順序』などのように、二種以上の筆順を並記する例が見られるようになる。二種以上の筆順の並記ということは、<規範となる筆順は一つではない>という事実を表面化させることに他ならない。多数の筆順関係書の出版は、そのことを学習者に認知させたのである。

明治半ば頃までの筆順関連文献は、過去の筆順情報の継承、包括、蓄積といった傾向が強く、“漢字全体を俯瞰し、そこから筆順の規則性（原則）を導き出して、基準となる筆順として世に問う”といった段階にはまだいたっていなかった。

③ 筆順統一の必要性への目覚め

筆順関係書を通して楷書筆順についての様々な情報が流れるようになると、次第にその不統一な実態に対する問題点が認識されるようになった。そして、徐々に筆順統一へ向けた取り組みへの必要性に意識が向けられるようになった。

<川口嘉『運筆順序』（明治33（1900））の場合>

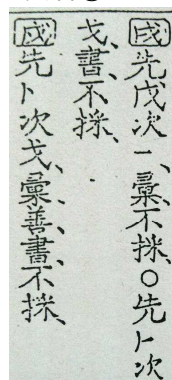
管見では、『運筆順序』は、これまで（明治33年まで）の筆順に諸説あること及びそれらの根拠を認識し批判的に捉えて、筆順の整理を試みた明治期で初めての文献である。筆順史の中で大きな意義を持つ文献と言えよう。本書は、字書に倣って部首による配列がされ、部首の筆順も示している点と、川口自身が「凡例」で「本書掲グル所ノ字数ハ前人擧クル所ニ比スレバ頗ル多シ」と書いているように画数順、部首順に325字もの字数の筆順を示している点が特徴的である。

川口は、「凡例」で「いつまでも過去の権威に拘泥しては全体を通せない」「すでに現在の文字とは書体・字体が異なるので、その説にそのまま従うことはできない、よって諸説を折衷して筆順を提案する」と、本書の立場を明確に述べている。諸説折衷の「諸説」とは、川口が「凡例」に「考證トシテ欄外ニ掲ケタル諸書ハ左ノ如シ」として次のように列挙した資料所収の筆順である。

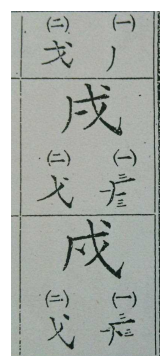
學範	趙謙明人	25字
字彙	梅膺祚明人	73字
夫師善誘法	唐彪清人	50字
漢溪書法通解	戈守智清人	2字
書法正傳	蔣和清人	78字
米庵墨談	市河三亥	13字

川口は、折衷の際に採用しない例として、「禾禾戌戌」「至示」など『字彙』や『米庵墨談』の収載字種から例をあげている。本文から「戌」「戌」の箇所を右に例示してみよう。資料⑥上に「彙不採」とあるのは、『字彙』に示された筆順は採用しないということである。そして、採用したのは、結構法を根拠とすると明示こそしていないが、主に「整えやすさ」を根拠とする結構系筆順である。

資料⑥



ここには、筆順の統一の必要性についての川口の自覚が見てとれる。五十川の『運筆法』や那須の『運筆順序』のように『字彙』に寄りかかったり、また、『米庵墨談』の筆順説などを無批判に受け入れたりするのではなく、それらを批判的に見ながら統一感のある筆順を提案しようとしていたのである。川口は「凡例」で「偏旁上下ノ位置ニ因リ順序画一ナル能ハサルモノアリ」とも言っているが、この言は「同じ形は同じ筆順」という筆順の規則性への理解を前提としており、ここからも筆順統一の必要性への意識が窺える。このような筆順統一の必要性への意識の目覚めが、この後、第5期国定教科書教師用書収載の筆順へとつながっていくのである。



(2) 省略

(3) 教育系筆順観の台頭と筆順の原則の条文化

① 筆順を示す対象字種の変化

明治33年の「小學校令施行規則」第十六条で「尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三號表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ」と示され、いわゆる教育漢字が初めて定められた。ここを境に、筆順の関心は、それまでの『字彙』『父子善誘法』系列のやや難解な字種から「第三號表」の字種（明治41年に第三號表は廃止）へ、さらに教科書国定制になってからは読み方教科書である読本や書き方教科書に使用されている字種へと次第にシフトしていった。

② 教育系筆順観の台頭

＜東京高等師範学校附属小学校『小学校教授細目』（明治40（1907））の場合＞

東京高等師範学校附属小学校が第一期国定教科書の使用にあわせて出版した『小学校教授細目』（明治40（1907））である。同書には「國定書キ方手本運筆順序」として70字の筆順が示されている。公教育機関からは北海道師範学校附属小『各科教授提要』（明治36（1903））に次いでおそらく2番目の筆順提案だと思われる。しかし、検定制から国定制へ移行して初めての国定教科書使用にあわせて、全国の小学校の指導的立場にある東京高等師範学校附属小学校が作成したのであるから、国（文部省）による提示ではないが、その影響力は少なからずあったと考えられる。

「国語科」「二、本科教材の選択排列」「四、書き方」には、「(2) 運筆の順序は、歴史的順序、及び、心理的順序の両方面より斟酌して、別表の如く之を定めたり」とある。書き手（学び手）の心理的な側面を踏まえて筆順を考えるという初めての試みを示したものである。東京高等師範学校附属小学校は、毛筆から硬筆への移行を時代の流れとして受け入れ、後に西洋の教育心理学の成果なども採り入れながら硬筆書き方の指導法研究を展開した学校であり、書字に対するスタンスが現実的であった。

さて以上のように、『字彙』や書論書を拠り所とするこれまでの筆順選定のあり方を批判的に捉え、原則を立てて筆順を整理・統一しようとする機運が、主に師範学校系統の学校教育関係者の間で徐々に高まっていたことが窺える。筆順関係書によっては、字源系筆順の残存が認められるものもあり、この時代全体を教育系筆順観が支配していたわけではないが、筆順情報の提示者が書家や漢学者から書道や漢学に素養のある教育者へとシフトしていく中で、意識としては教育系筆順観がかなり前面に出てきたのである。

3. 大正・昭和戦前期

(1) 大正期から第5期国定教科書教師用書までの規範的筆順

明治後半になって、東京高師附属小や安達のような教育的立場から筆順を考える教育系筆順観が台頭してきた。学校教育の普及も進み、教育系筆順観がさらに強くなっていくのがここからの時代の傾向である。また、これまでの筆順のあり方に対する総括的なふり返りの記述が多数見られるようになったのも大正期以降の傾向である。

これらの総括的なふり返りに共通するのは、表現は異なるものの、概ね「字源系筆順」、「結構系筆順（「整えやすさ）」、「行草の運筆を根拠とする運筆系筆順（「書きやすさ）」、「学習効率を根拠とする教育系筆順（「覚えやすさ）」の存在を確認している点である。

<山口・岡田『書方教授の研究』（大正2（1913））の場合>

これは実際読方教授に於て、大部分をなすものであるが、書方教授の上から言っても大事なことであるから、簡単に之れを述べよう。

筆順には従来文字の成因に因んで作られた歴史的（論理的）筆順ともいふべきものもあり、又書家が文字を美的に認めるために、色々変化して作った書家的筆順ともいふべきものもある。併し之れ等は別に一定の法則の下に作られたものでもなし、系統のあるものでもなし、たゞ古の人々が思ひ々々に書いたものである。今日ではそれ等の中で習慣的に最も多く用ひられたやうな筆順を襲用して居るのである。

所が近來科学の進歩した結果、思想上にも分解とか系統とかいふ思潮が湧き出して、どんな事でも分解的に研究しよう、系統的に組織しようと力めるやうになって来た。それで筆順等も今迄のやうな無系統的な、非組織的な、雜然たる状態から救ひ上げて、分解的に組織立てようとするやうになって、或る側の人々は幾つかの法則を作って、この法則によってあらゆる文字の筆順を支配しようとするに至った。

安達常正氏は其の著漢字之研究に於て二十二の法則を挙げて居られる。尤も凡ての文字をこの法則によって書く事が、果して便利であるか否かは疑はしいが、大部分の文字はこの法則によって書くのが便利である事は、吾人も信じて疑はない所であって、慥かに筆順教授上に一新を画したことと思ふ。

併し小学校の教授には幾十といふ沢山の法則を注ぎ込んで、これを自由に適用させる事は到底でき難い事である。そこで吾人はもっと数を減じて自由に適用のできるやうにしたと思ふ。幾つ位の法則が最も適当であるかは今後大いに研究を要すべき事であるが、ま

あ左に掲ぐる八つ位が適当であると思ふ。而して法則にあてはめる事の不便なものは例外として授けたらよからう。(後略 原則の具体例は第一章参照) *傍線は松本

この山口・岡田のように、安達が立てた 22 の原則を受けて、以後、原則を立てた文献が散見するようになったのも大正期の傾向である。全体的には、安達の示した 22 の条文を実効性を持たせる程度にいかにも簡素化するかということが共通のテーマとなっており、『筆順指導の手びき』に示された原則の内、「大原則 1 上から下へ」「大原則 2 左から右へ」「原則 1 横画がさき」「原則 3 中がさき」は、大正期の筆順関連資料においてほぼ共通項となっていたと考えられる。

多くの文字の筆順を俯瞰したときに、同じ規則性の筆順を持つ字種ごとにグルーピングできる。原則というのは、そのグループ毎にその規則性の内容を条文化したものである。しかし、字体構成によっては複数のグループにまたがる字種も出てくる。「川」「州」はその例である。したがって、筆順を「覚えやすさ」という点から統一しようとするなら、精緻な分析を通して原則を立て、それに基づき筆順を統一的に整理することが必要である。複数の筆順が存在する場合には、決定者がどのグループに属すべきかを決定しなければならない。そうしなければ、原則の条文化は単に規則性を言い当てただけで、守るべきルールとしての意味をなさないからである。『筆順指導の手びき』が一字種一筆順に徹したのもそのためである。

このように考えると、戦前期のこの段階においては、いまだ規則性を探る段階であったと思われ、守らせるルールとしての原則を整える段階には至っていなかったと考えられる。

(2) 国定教科書教師用書における楷書筆順整理一国による初の規範的筆順提示一

昭和 16 年 4 月から国民学校令が施行され、それまでの尋常小学校は、国民学校の初等科となった。国民学校初等科では、第一学年から第六学年の国民科国語の教科書として『ヨミカタ』『よみかた』『初等科国語』計 12 冊及び芸能科習字の教科書として『テホン上』『てほん下』『初等科習字』計 6 冊が使用された。

教師用書は、教師が教科書を使用するに当たって読むことを想定した解説本である。当時は国定制度下にあったので、教科書も教師用書も国が編集した種類のみであった。国民科国語の教科書は 12 冊だったので、教師用書もそれに対応して全 12 冊が編集されていた。また芸能科習字の教科書は 6 冊だったので、教師用書は全 6 冊が編集された。そして、これらの教師用書には、668 字（国民科国語用）と 77 字（芸能科習字用）の漢字の筆順が収載されていた。ここに来てようやく国が筆順整理に動き出したのである。

教師用書にはこれまでの筆順関連資料に見られた「筆順の原則」についての記述はない。そこで、筆順にどれだけ規則性を持たせることを見すえて筆順選定を行ったのかという点について検討する。

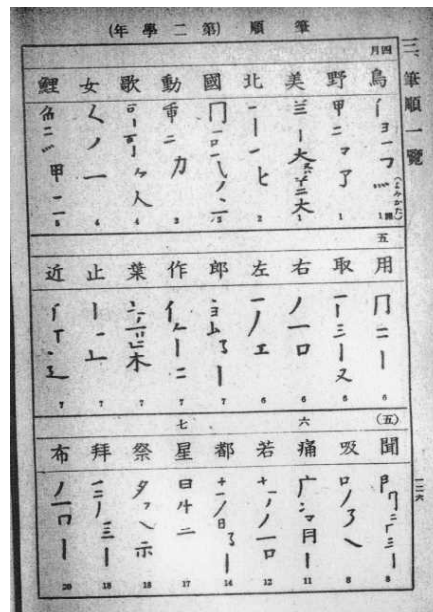
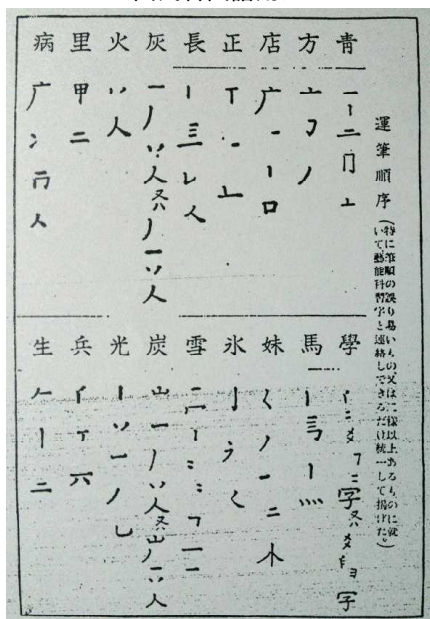
まず、教師用書における筆順根拠についてであるが、字源（小篆の字体・字義）を根拠とする字源系筆順は、教師用書ではほぼ不採用になっている。また、行書・草書の運筆を根拠とする筆順は、先に述べたようにこの時代ではすでに速度・運動効率（「書きやすさ」という機能的要素を根拠とする運筆系筆順として認識されており、全体的な傾向としては、結構系筆順や教育系筆順も含めて、機能性（書きやすさ、整えやすさ、読みやすさ、覚え

やすき) を根拠とする筆順の視点に統一する方向で整理されたと言えるであろう。

<国民科国語用>

資料⑨

<芸能科習字用>



このことを前提として、『筆順指導の手びき』との比較から教師用書における原理・原則について推察してみる。

教師用書の字種 687 字と『筆順指導の手びき』の字種 881 字とで字体が同じ字種は、戦後の新字体への移行をはさんでいるので、251 字である。このうち、筆順の複数併記があるものが「上」「必」「感」「承」「炭」「罪」「耳」「非」「美」の 9 字で、この場合どちらか一方が『筆順指導の手びき』の筆順と同じである。両者の筆順が完全に異なるのは「馬」「無」「最」「職」「登」「燈」「義」「議」「過」の 9 字である。9 / 251 (約 3.6%) であるから、『筆順指導の手びき』の筆順とかなり近似していることになる。この数値から考えても、教師用書の筆順には『筆順指導の手びき』とほぼ同様の規則性の設定が企図されたことが推測できるが、さらに筆順が完全に異なる 9 字を分析してみる。この 9 字の筆順と問題とされている観点は次のようになる。

- ア。「馬」「無」…行書筆順をどう考えるか
- イ。「最」「職」…偏の「耳」の筆順と単独の「耳」の筆順とを統一するか
- ウ。「燈」「登」…はつがしらの筆順をどう考えるか
- エ。「義」「議」…羊系の筆順をどうするか
- オ。「過」…横画と縦画とが起筆部で接する場合をどうするか

アの「馬」「無」、イの「最」「職」、ウの「燈」「登」は、『筆順指導の手びき』において「特に注意すべき筆順」の中で解説が加えられている漢字である。「特に注意すべき筆順」は、過去に問題とされてきた複数筆順が対象で、複数の筆順を提示した上でそこから一つを採用するという宣言が理由とともに書かれている。したがって、アイウの筆順が教

(2) 当用漢字別表(881字)に対応した民間の筆順資料

当用漢字別表において881字という教育漢字の字種・字数を決定したことは、学校教育において筆順を示すべき範囲を限定したことでもある。これによって、教育漢字に対応した民間の筆順資料が世に出されるようになった。ここでは、881字すべてに対応した文献に限定して、『筆順指導の手びき』における筆順との異同について考察する。

資料① 『筆順指導の手びき』との比較


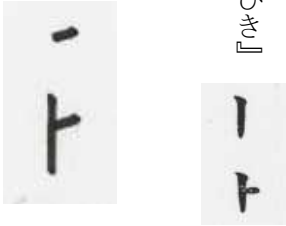
1. 国語教育研究会編『書取と筆順』(昭和25(1950))
2. 斎藤溪石著『ペン習字宝典』(昭和27(1952))
3. 猪股辰彌編『国語学習事典』(昭和27(1952))
4. 森下巖・松山羊一著『教育漢字の筆順と精解』(昭和29(1954))
5. 飯島春敬編『少年書道講座1～10』(昭和30～31(1955～1956))
6. 教育出版株式会社国語編集部編『標準当用漢字辞典』(昭和30(1955))
7. 山下涯石著『書道実習講座7・教育漢字三体字典』(昭和31(1956))
8. 西沢秀雄編『中学生の新かなづかい送りがな辞典』(昭和32(1957))

「字種 共通資料数(異=『手びき』と違う筆順・並=筆順並記・体=異なる字体による筆順の違い)」			
上 8(異7・並1)	聖 8(異6・並0・体2)	馬 8(異6・並2)	駅 8(異6・並2)
験 7(異5・並2)	店 7(異6・並1)	角 7(異6・並1)	
解 6(異6)	喜 6(異3・並1・体2)	必 6(異3・並3)	取 6(異6)
最 6(異6)	職 6(異6)	職 6(異6)	巖 6(異6)
勤 5(異4・並1)	博 5(異1・並3・体1)	専 5(異3・並2)	感 5(異0・並2・体3)
無 5(異5)	登 5(異4・並1)	発 5(異4・並1)	蔵 5(異5)
過 5(異5)	点 5(異5)		
乗 4(異4)	報 4(異3・並1)	害 4(異4)	布 4(異1・並3)
希 4(異1・並3)	有 4(異1・並3)	服 4(異1・並3)	興 4(異3・並1)
右 3(異1・並2)	周 3(異0・並3)	寒 3(異1・並2)	憲 3(異3)
推 3(異2・並1)	燈 3(異3)	望 3(異1・並0・体2)	確 3(異2・並0・体1)
程 3(異1・並0・体2)	種 3(異2・並1)	花 3(異3)	芽 3(異3)
苔 3(異3)	英 3(異3)	茶 3(異3)	草 3(異3)
荷 3(異3)	菜 3(異3)	落 3(異3)	葉 3(異3)
著 3(異3)	芸 3(異3)	葉 3(異3)	進 3(異2・並1)
護 3(異2・並1)	雑 3(異2・並1)		
任 2(異1・並1)	働 2(異1・並1)	全 2(異2)	典 2(異1・並1)
動 2(異1・並1)	働 2(異2)	善 2(異0・並2)	墓 2(異2)
奮 2(異2)	室 2(異2)	宿 2(異0・並1・体2)	屋 2(異2)
悲 2(異1・並1)	成 2(異1・並1)	承 2(異2)	曜 2(異2)
権 2(異2)	歎 2(異2)	歴 2(異2)	減 2(異2)
準 2(異2)	潔 2(異1・並0・体1)	異 2(異2)	理 2(異2)
臣 2(異2)	祭 2(異1・並1)	罪 2(異1・並1)	衆 2(異2)
観 2(異2)	里 2(異1・並1)	重 2(異1・並1)	長 2(異1・並1)
集 2(異2)	難 2(異2)	非 2(異1・並1)	養 2(異0・並0・体2)
黒 2(異2)			

新字体に移行した後、筆順に揺れがある字種はおおよそ138字^(注④)に絞り込まれた見ることができるであろう。138／881字であるから約15.7%である。多いように見えるが、問題となる部分を含む字種が多いということであって、必ずしも問題となる部分が多いと





いうわけではない。

そこで、これらの内、筆順並記あるいは『筆順指導の手びき』と異なる筆順が3資料以上で共通している字種について、問題となる部分ごとに筆順種を確認することにする。

字	共通する資料数	問題となる筆順部分
馬	8 (異6・並2)	『手びき』 
駅	8 (異6・並2)	
験	7 (異5・並2)	
上	8 (異7・並1)	『手びき』 
店	7 (異6・並1)	
点	5 (異5)	
歴	2 (異2)	

②縦が先か横が先か（「馬」の3画目以降の順序）

①縦が先か横が先か（「ト」の1画目と2画目の順序）

聖	取	最	職	敵	角	解
8 (異6・体2)	6 (異6)	6 (異6)	6 (異6)	6 (異6)	7 (異6・並1)	6 (異6)
『手びき』 	『手びき』 				『手びき』 	『手びき』 

③最終画が縦が否か（「耳」がへんになった場合の順序）

④縦横横か横縦横か（「土」の部分の順序）

*その他、「周」のつく漢字と「田」のつく漢字もあてはまる。

⑤どの画から書くか（「必」の順序）

必 6 (異3・並3)	『手びき』 ノ又又、心必、心必
	『手びき』 ノ又又

⑥縦が先か横が先か（「過」の3画目と4画目の順序）

過 5 (異5)	『手びき』 口口口
	『手びき』 口口口

⑦「夬」の3画目以降の順序

登 5 (異4・並1)	『手びき』 夕夕夕
登 5 (異4・並1)	『手びき』 夕夕夕
登 3 (異3)	『手びき』 夕夕夕

⑧横縦部横か横縦部か

無 5 (異5)	『手びき』 ノ三無
	『手びき』 ノ三無

⑨横をまとめて書いて縦か、縦を書いて横か

博 5 (異1・並3・ 体1)	『手びき』 口口口
専 5 (異3・並2)	『手びき』 口口口

○「喜6 (異3・並1・体2)」「感5 (並2・体3)」は
字体の違いによる要因が多いので除外。
○「勤5 (異4・並1)」「蔵5 (異5)」は、違う部分が
複数あり、その合計が5であるので除外。

⑩ 縦が先か折れが先か（隣の順序）

報	4 (異3・並1)
服	4 (異1・並3)

『手びき』

𠄎 𠄎
𠄎 𠄎

⑪ 横縦縦か縦縦横か（3画目以降の筆順）

乘	4 (異4)
---	--------

『手びき』

𠄎 𠄎
𠄎 𠄎

⑫ 左払い先か横画が先か（「ナ」の順序）

布	4 (異1・並3)
希	4 (異1・並3)
有	4 (異1・並3)
右	3 (異1・並2)

『手びき』

一ナ
ノナ

⑬ 中部が先か左部が先か

興	4 (異3・並1)
衆	2 (異2)

『手びき』

𠄎 𠄎
𠄎 𠄎

⑭ 横をまとめて書いて縦か、横縦横横か

害	4 (異4)
憲	3 (異3)

『手びき』

𠄎 𠄎
𠄎 𠄎

⑮ 縦が先か横が先か（「隹」の5画目以降の順序）

推	3 (異2・並1)
確	3 (異2・体1)
進	3 (異2・並1)

『手びき』

𠄎 𠄎
𠄎 𠄎

*その他「雜曜權歡準勸觀集難護奮」

⑯横をまとめて書いて縦か縦横か

種	3 (異2・並1)
『手びき』	
重	種

*その他「勤害種童里重量」

⑰横をまとめて書いて縦部か、縦部縦横か

寒	3 (異1・並2)
『手びき』	
三	宀

⑱横縦縦か縦横縦か(「十」の順序)

芽	3 (異3)	花	3 (異3)
『手びき』		『手びき』	
十	十	十	十

*その他「苦敬墓英茶草荷菜落革葉著蔵芸

菓」

○「望3(異1・体2)」「程3(異1・体2)」は「王」と「王」の字体の違いの問題が主なので除外。

以上のように、問題となる部分は、ほぼ『筆順指導の手びき』の「4. 本書の筆順の原則」で解説されている部分(④⑨⑪⑫⑭⑯⑰⑱)と「特に注意すべき筆順」において検討されている事項(①②③⑤⑦⑧⑬⑮)である。⑧「過」と⑪「報」「服」については『筆順指導の手びき』で触れられていないが、この部分も揺れがある筆順として認知されてきた。

原則の立て方をどうするか、行書の運筆との整合をどの程度図るか、あるいは「覚えやすさ」の視点から“同一字体は同一筆順”の通則をどこまで適用するかなどの判断で結果としての筆順は変わってくる。この結果を踏まえると、『筆順指導の手びき』の編集は、これらすべての課題の解決に取り組む作業だったことがわかる。

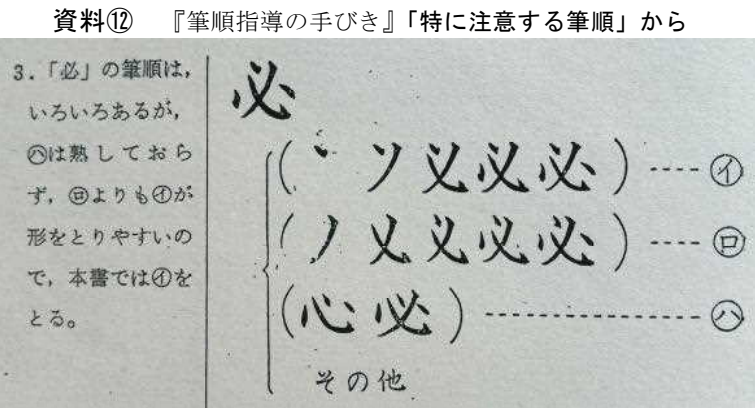
また、それぞれの著者・編者の筆順観には戦前の流れを引き摺ったズレがあり、「右」と「左」の1、2画目の筆順の統一や一字種一筆順を実現して「覚えやすさ」重視の筆順体系を目指すものもあれば、齊藤溪石『ペン習字宝典』(昭和27(1952))のように、新字体に移行しても旧字体の記憶に引き摺られて筆順解釈してしまうものや、飯島稲太郎『少年書道講座1-10』(昭和30(1955)～昭和31(1956))のように筆順並記を容認するものもあり、意識が不統一である状況を確認できる。これらの筆順観のずれからくる意識の違いをまとめるという困難な作業も、『筆順指導の手びき』の編集にあたった委員等に委ねられたと言えるであろう。

(5) 規範的筆順選定の限界への気づき

『書取と筆順』(前掲書)では「共」の筆順を「一 | | _ ハ」とし、『教育漢字の筆順と精解』では「一 | _ ハ」としている。ともにいわゆる“伝統的筆順”のプロとしての書家を頼りにしながらも、明治以来の「揺れ」をそのまま引き継いだものになってしまう

っている。先に述べたように、新字体に移行した後も筆順並記の残存や一字種に対する異なる筆順の存在がいまだに確認される状態であったことを踏まえるならば、一書家、一研究者、一団体による選定という方法はすでに限界を示していたと考えられる。

「同じ形は同じ筆順」という規則性は、矛盾する筆順根拠の排除も厭わない強い姿勢のもとで実現できる。『教育漢字の筆順と精解』の前文の最後に「教育的筆順の設定はなお残された課題であるがその為にもここに示された筆順は一つの資料を提供している」とある



が、ここには、複数の専門家の協議による筆順統一案の作成と、その案に対する国家権力からのお墨付きの付与に期待する気持ちが込められているように思える。それが、規範的筆順の「揺れ」解消の最後の手段であったわけだからである。

そう考えると、この4年後満を持して出版された『筆順指導の手びき』（文部省）の歴史的意義は、次に示すように、複数筆順の存在に決着をつけた「本書では、○をとる」という宣言文を盛り込んだことにあるのかも知れない

5. 筆順指導史と規範意識醸成の関係

教授法書という教員の参考書に繰り返し筆順への言及があったことは、筆順の規範意識を醸成するには十分過ぎる背景となったと考える。公教育における教条的指導が強かった戦前までは、筆順の規範性はより肯定的に意識されていた。しかし、「なぜ」という子供の問いを大切にす今日では、筆順規範というものは必ずしも肯定的には捉えられない。

6. 『筆順指導の手びき』による規範形成の完結—その歴史的意義—

(1) 教育系筆順観へのシフトと規範意識の確立

『筆順指導の手びき』は「覚えやすさ」を重視した教育系筆順観への転換を試みた手引き書であった。複数の筆順根拠はほぼ淘汰・吸収され、重点を置く機能的要素の違いによる筆順の違いも、原則を立てることによって解消する方向で整理された。また、公的権威を背景にして一字種一筆順を徹底し、規範的筆順の揺れをほぼ解消した。ここに、『筆順指導の手びき』の歴史的意義を認めることができる。

しかし、結構系筆順観や運筆系筆順観との調和を図る過程での齟齬から、若干の矛盾を残したのも事実である。その点のいきさつについて以下に簡単に触れておく。

『筆順指導の手びき』の編集委員の名簿は明らかになっていないが、関わったのは、『日本語の現場』（読売新聞社、昭和50（1975））によれば、「大学教授、学識経験者、現場の

先生など十二人」である。当時、教科書調査官であった江守賢治は、「字体・筆順の指導」（佐藤喜代治『漢字講座 12 漢字教育』、1988）の中で、『筆順指導の手びき』は「現場の教師が中心になって」原案を作成したと述べている。すなわち『筆順指導の手びき』の編集作業は、書道の立場からではなく、教育者の立場から教育系筆順観を重視する方向へと進める機会になり得たわけである。しかし、かなりの抵抗があったようで、『日本語の現場』には委員の書家による切腹騒動についての言及もあり、筆順観の違いによる対立が激しかったことを物語っている。また、同書では「筆順指導の手びき」を最終的に“検閲”した人物を当時文部省の教科書調査官であった江守としている。その江守は「字体・筆順の指導」の中で、「右」と「上」の筆順原案に対して変更を進言したと告白している。すなわち、「右」の筆順は「左」の筆順と同じにするというのが教育系筆順観に基づく原案であり、それを覆したのは江守であったということである。（「上」は覆らなかった。）『筆順指導の手びき』に見られる若干の矛盾は、異なる筆順観相互の軋轢によって生じた面があったのである。

しかし、若干の矛盾はあっても国が公的に出した筆順規範のインパクトは強かった。『筆順指導の手びき』の内容に関わらず、文部省という公的権威が提示するという行為自体が『筆順指導の手びき』を規範たらしめたのである。『筆順指導の手びき』の楷書筆順に対する規範意識は、学校教育現場において確実なものになったと言えるであろう。

（２）『筆順指導の手びき』の歴史的 position

日本における楷書筆順規範の歴史の中で『筆順指導の手びき』は一応の終着点である。その後、『筆順指導の手びき』の問題点を指摘する文献は散見するが、規範的筆順をめぐるその後の大きな動きが官民ともないままに今日に至っている。『筆順指導の手びき』が今も教科書検定基準に明記されているとするならば、常用漢字のように時代性を背景とした改訂があったかもしれないが、昭和 52 年に教科書検定基準が「社会に通用している常識的なもの」というつかみ所のない規程に変更になったことによって、新たな公的基準作りの必要性を唱える動機さえも封じられてしまったのである。そういう意味では終着点ということになるであろう。

規範的筆順の歴史における『筆順指導の手びき』の意義は、先に述べたように明治から続いた学校教育での複数筆順の問題に決着をつけた点にあり、その意味で、公的権威を背景とした「本書では、○をとる」という宣言文に象徴されていると考える。公的権威が背景になかったら規範的筆順は今でも揺れていたであろう。言葉遣いの正しさの問題と同様に、唯一絶対の正しさの存在しない筆順の世界では、揺れは宿命である。その揺れが学校教育での筆順規範の揺れが教員、児童生徒ともに混乱を招いていたことを考えれば、公的権威を利用して決着を図ることはやむを得ないことであったと言えるかも知れない。しかし、「本書では、○をとる」という複数筆順から一種の筆順を選択する宣言文が公的権威を背景とした強要と捉えられないように、＜揺れ＞を前提とした便宜的な決着であることを、せめて『筆順指導の手びき』の中で学術的に丁寧に説明する余地は残っていたのではないだろうか。

終章 研究の成果と今後の課題

1. 本研究から展望するこれからの楷書筆順規範

(1) 字源系筆順の価値の見直し

現在の日本の楷書筆順規範は、機能的合理性の追求の結果として存在するのであるが、どのような状況下でもそのルールを守らなければならないという絶対的なものではない。“一文字に気持ちを込めて書く”、“漢字を楽しんで書く”、あるいは“決意を込めて目標を書く”、といった私的な書字場面においてまで強要されるわけではない。例えば、書家の榭莫山は、「土」を書くときに、「二」を書いてから「丨」を下から上に書くと発言したと言う。これは単なる遊びではなく、『説文解字』（前掲書）の「地之吐生物者也、二象地之下地之中、物出形也」（「地の物を吐生する者なり。二は地の下と地の中とに象り、物出ずる形なり。」）という字義解釈を踏まえて、筆順に反映させた書字行為である。すなわち、榭莫山の書字行為は、「土」という漢字にそれを書く過程で意味という命を吹き込む（状況によっては真剣な）行為として解釈できる。

機能的合理性を根拠とする筆順観から見れば、先の筆順の民衆解釈や榭莫山のような筆順解釈は滑稽なもの映るであろう。しかし、効率がいつそう重視されるであろうこれからの社会を見据えたとき、我々には、字源系筆順を豊かな漢字文化の一つとして学べるようなゆとりある筆順の学びがバランスとして必要になると考える。すでに姿を消した字源系筆順ではあるが、広く漢字文化の学びに資する学習材として捉え直し教材開発していくことが、求められる一つの方向性ではないだろうか。

(2) これからの学校教育における楷書筆順規範の捉え方

第1章で言及したが、昭和52年以降、日本の教科用図書検定基準における規範的筆順に関する内容は「漢字の筆順は、原則として一般に通用している常識的なものによっており、行書で筆順が異なる字については、適切な説明を加えていること」という一文のみである。「常識的なもの」という曖昧な表現を使用することによって、“正しい筆順は一つだけ”という誤解を生んでしまった『筆順指導の手びき』（昭和33（1958））の‘一漢字一筆順’というルールをおよそ20年で放棄したことになる。この基準変更は、『筆順指導の手びき』の楷書筆順規範が‘厳格に守るべきルール’として教育現場で扱われている現状とそれによる弊害に危惧を覚えたからである。平たく言えば“筆順は大切だが、厳格に考えすぎるのもよくない”というニュアンスの表現に変更したのである。しかし、教育現場における楷書筆順規範の扱いは、今日に至ってもなお厳格な扱いから抜け出せていない。

幸いにも日本語はグローバル化を目指していないのであるから、そろそろ‘厳格に守るべきルール’という楷書筆順規範への認識の呪縛から解放されてもよいのではないだろうか。そのためには、『筆順指導の手びき』を通して楷書筆順規範を広めた時のような権威的なアプローチではなく、まず筆順の働きを教師が理解すること、そしてそれを児童にも理解させるような指導を発達段階を踏まえながら充実させていくことが求められる。また、機会をとらえて楷書筆順規範の歴史に関する情報を広く社会に発信し、理解を地道に図っていくことが必要だと考える。

2. 研究の成果

筆順史という研究分野における今後の研究の進展に資するという点で、以下の3点を本研究の成果としたい。

(1) 楷書筆順規範の形成過程の通史的解釈の提案

本研究は、これまで明らかにされてこなかった楷書筆順規範の形成過程について、その解釈を試みた初めての研究である。時代によって資料数に粗密はあるが、周辺からの推論で補いながら現時点で可能な範囲での通史的解釈を提案できたと考える。今後は本研究をたたき台としてより精緻な解釈のレベルにまで進められることに期待したい。

(2) 通史的解釈のための視点の整理及び研究的枠組みの提案

研究の蓄積がないだけに不安定な部分は多分に残すが、書道史、国語史、国語教育史による相互補完の関係性は有効であった。時代によって重点を置く分野は変わっていくが、文字を媒介として関わり合う各研究分野からの多角的な視点による分析が、一事象を立体的に解釈するのに効果的であった。また、“合理性の追求という原理を実現するために筆順に求められる機能的要素”という筆順の構造的な把握は、通史的解釈のための枠組みとして有効に機能したと考える。

(3) 所在不明の筆順史資料の発見及び散逸していた筆順史資料の文献的整理

文献上に書名はあるもののこれまで所在が不明であった『文字談苑』『学範』『書法正伝』などの資料や新たな資料を発見できたこと、また、『筆順指導の手びき』以前の筆順関連資料の文献整理ができたことも、今後の研究の進展を見据えた場合に成果と言えると思う。

3. 今後の課題

(1) 研究上の課題

本研究は、これまで明らかにされてこなかった楷書筆順規範の形成過程について、その解釈を試みた初めての研究であり、今後に少なからず課題を残している。この分野の研究の更なる充実に期待して、現時点で不足している点を以下に課題として列挙する。

- ① 筆順史資料の発掘に余地を残している。
- ② 規範的筆順誕生の前提条件についての更なる考察が必要である。
- ③ 中国の規範的筆順のその後の考察に余地を残している。
- ④ 『筆順指導の手びき』(昭和33年)以後の考察に余地を残している。
- ⑤ 筆順使用の実態について言及できていない。
- ⑥ 発掘した漢籍の書学書道史分野の資料としての位置づけが不十分である。
- ⑦ 複数筆順の淘汰過程をデータベース化することが求められる。

(2) 楷書筆順規範をめぐる教育実践的課題

① 文字マイノリティと筆順規範—実際の使用実態の解明—

極言すれば、文字マイノリティと筆順規範の問題は、漢字・仮名という文字言語自体の廃止と新文字体系の案出・制度化、あるいは学校教育における情報機器利用（手書きの代替措置）の推進によるくらいしか解決できない問題である。前者は想定される経済的損失や文化的摩擦の大きさからほぼ実現不可能である。後者は可能性はあるが、教室における右利きと左利きの差別化の是非、学習スタイルそのものの変更、手書きそのものを放棄することの是非など、解決・解明しなければならない課題は多く、現段階ではハードルが高いと考えている。

文字マイノリティと筆順規範の問題は、筆順のみの問題として集約することは難しい。利き手と書字の問題として大きく構えて検討していくことが必要であるが、喫緊の課題でありながらも解決が最も難しい問題である。

② 情報技術の進展と筆順規範—筆順規範に対する価値観の問題—

問題になるのはやはり手書き文字に対する価値観である。大多数の人間が手書きに価値を感じているからこそ手書きと情報機器の融合が実現するのであり、手書きをめぐる価値観が、今後社会のコンセンサスとしてどうなっていくかにかかってくるだろう。「文字なんか読めればよい」「そこそこ書ければよい」といった考え方がコンセンサスになれば、筆順に求める規範性は不要になってしまうのである。このように考えると、やはり楷書筆順規範の問題は、今後、手書きの価値や意義を検討していく中で考えていかなければならないということである。

③ 規範意識と教条的指導—揺れる実態を生かした筆順指導の構築を—

筆順指導の目的は、文字の習得と活用において、「文字を読みやすく整えて速く書けるようにすること」、また、「新たな文字を覚えやすくしたり既習の文字を再現しやすくしたりすること」にある。この目的に対するコンセンサスを社会的に得ていることが、現行筆順体系をかりうじて規範たらしめている。しかし、筆順の規範性の部分だけを前面に出して指導を続けるとするならば、すなわちその規範性が裏付けなしに突出しているように学習者の眼に映ってくるような指導を続けるならば、筆順指導の目的に対する社会的コンセンサスは危うくなっていくであろう。今後は、「言語現象自体の本質的なものにかかわっているという認識」をもって指導に臨めるような、揺れを生かした書き文字の指導とそ

<補注>

注①

<明・清期>

- 撰者未詳『書法三昧』（明以前）
- 趙謙撰『學範』（明・正統1（1436））
- 王弘誨『文字談苑』（明・（1600前後））
- 梅膺祚編『字彙』（明・萬歴43（1615））
- 張自烈編『正字通』（明末）
- 唐彪編『父師善誘法』（清）
- 蒋和撰『書法正傳』（清・乾隆44（1779））

<江戸期>

苗村丈伯編『小篆増字和玉篇綱目』(寶永6(1709))
勝田祐義編『早引和玉篇大成』(享保5(1720))
市河米庵著『米庵墨談』(寛政17(1812))

<明治期>

坪内玄益著『習字のはじめ』(明治11(1878))
五十川左武郎著『運筆法』(明治12(1879))
朝野泰彦著『小學新撰童子通』(明治13(1880))
石川鴻齋著『書法詳論』(明治18(1885))
高田忠周著『小学校尋常科習字本』(明治20(1887)) * 小学校用検定教科書
那須熙著『運筆順序』(明治21(1888))
青野喜兵衛著『書法問答』(明治25(1892))
日隈徳明著『習字法』(明治27(1894))
竹田左膳著『運筆の順序』卷の一(明治28(1895))
福井淳著『運筆自在 習字速成術』(明治30(1897))
東京習字会編『習字要訣』(明治31(1898))
川口嘉著『運筆順序』(明治33(1900))
田賀糸静湖著『書法要領』(明治35(1902))
浅野儀史著『小學校令適用運筆順序』(明治35(1902))
北海道師範学校附属小学校編『各科教授提要』(明治36(1903))
富田近之助著『小学校書方教授法』(明治38(1905))
東京高等師範学校附属小学校編『小学校教授細目』(明治40(1907))
佐藤惟昇著『習字教材』(明治41(1908))
米澤又郎著『習字のすさび』(明治42(1909))
村田竜洲著『書法正解』(明治42-43(1909-1910))
井田秀生著『書道手引』(明治42(1909))
安達常正著『漢字の研究』(明治42(1909))
大葉久吉著『小學校の實際に關する適切なる諸問題の研究』(明治43(1910))
糸長徳松著『新読本漢字研究』(明治43(1910))

<大正・昭和戦前期>

東京府女子師範学校同窓会編『国定読本漢字筆順』(大正元(1912))
山口徳三郎・岡田重次郎著『書方教授の研究』(大正2(1913))
後藤朝太郎・宮部次郎吉著『国定読本漢字の教授及教材教授篇』(大正2(1913))
陸軍中央幼年学校編『用字便覧』(大正4(1915))
畑民五郎著『整理書法第五書整理諸説』(大正4(1915))
斎藤胖著『実験書方教授法』(大正5(1916))
木村剛石著『新書道の研究』(大正6(1917))
斎藤梅雄著『実験硬筆書方教授法』(大正11(1922))
岡本清徳著『硬毛併用新しい書方学習法』(大正13(1924))
斎藤梅雄著『実験書方教授法』(大正15(1926))
佐藤隆一著『書の科学及書の教授』(大正15(1926))
岩瀬六郎・原田正雄著『書方学習原論』(昭和3(1928))
斎藤梅雄著『硬毛新書方教育精義』(昭和5(1930))
半田時之進著『実地指導書道新講』(昭和6(1931年))
帝国書道学院編『書道の常識 運筆順序と部首其他の研究』(昭和6(1931))
石川雅山著『新式字くづし字典』(昭和8(1933))
千葉春雄著『読方教育実践叢書第7読方科に於ける書取の研究』(昭和9(1934))
馬淵治佑著『小学読方教育書 尋常科用』(昭和10(1935))
沖縄女子師範学校附属小学校読方研究部編『漢字語句の手引復習指導案』(昭和11(1936))
文部省編『国民科国語用教科書教師用書』(昭和16(1941)) * 『ヨミカタ』『よみかた』『初等科国語』
文部省編『芸能科習字用教科書教師用書』(昭和16(1941)) * 『テホン』『てほん』
原田元三朗著『書道真寶』(昭和17(1942))

<昭和戦後期—『筆順指導の手びき』以前>

- 国語教育研究会編『書取と筆順』(昭和 25 (1950))
古寺一華著『正しいペン字のかき方』(昭和 27 (1952))
古寺一華著『完璧ペン字辞典』(昭和 27 (1952))
斎藤溪石著『ペン習字宝典』(昭和 27 (1952))
猪股辰彌編『国語学習事典』(昭和 27 (1952))
乾玉江著『毛筆習字独習書』(昭和 27 (1952))
三宅武郎『新字体の筆順』(昭和 28 (1953))
旺文社編『国語』(昭和 28 (1953))
文部省内国語問題研究会編『当用漢字の書き方』(昭和 28 (1953))
新国語教育研究会『小学生国語精選問題と解答集』(昭和 29 (1954))
西田玉堂『書道明鑑』(昭和 29 (1954))
森下巖・松山羊一著『教育漢字の筆順と精解』(昭和 29 (1954))
飯島春敬編『少年書道講座 1～6』(昭和 30 (1955))
文英堂編集部編『中学国語要点のまとめ』(昭和 30 (1955))
城戸勉著『小学校の国語学習ドリル』(昭和 30 (1955))
山下涯石著『書道実習講座 1・楷書編』(昭和 30 (1955))
旺文社編『中学生の国語』(昭和 30 (1955))
尾上柴舟・石橋犀水編『書道教育図説』(昭和 30 (1955))
今後正義著『小学国語の向上』(昭和 30 (1955))
教育出版株式会社国語編集部編『標準当用漢字辞典』(昭和 30 (1955))
鬼頭有一著『漢字の教育学』(昭和 31 (1956))
手崎政男著『国語の突破』(昭和 31 (1956))
佐伯梅友編『現代漢字辞典』(昭和 31 (1956))
山下涯石著『書道実習講座 7・教育漢字三体字典』(昭和 31 (1956))
飯島春敬編『少年書道講座 7～10』(昭和 31 (1956))
大貫良一著『教師のための書き方・習字』(昭和 31 (1956))
西沢秀雄編『中学生の新かなづかい送りがな辞典』(昭和 32 (1957))
全日本中学校校長会編『書取の学び方』(昭和 32 (1957))
文部省編『筆順指導の手びき』(昭和 33 (1958))

注② 現時点で分ければ、篆書、隸書、楷書は正書体の部類に属すが、歴史的には、隸書は篆書に対する通行書体として生まれた。

注③

ア. 筆順の通史的解釈をテーマとしている研究

- ① 渡辺清一「筆順雑考」(『斯文』第 10 号,昭和 29 (1954))
- ② 渡辺清一「筆順沿革」(『学大国文』第 10 号,昭和 41 (1966))
- ③ 渡辺清一「筆順沿革続考」(『学大国文』第 11 号,昭和 43 (1968))
- ④ 荒尾禎秀「『小篆増字和玉篇綱目』『早引和玉篇大成』の運筆記事について」(『東京学芸大学紀要 第 2 部門』第 29 集,昭和 53 (1978))
- ⑤ 松本仁志「筆順体系化への過程—明治期筆順の実際—」(広島大学附属中学校研究紀要 第 37 集,平成 3 (1991))
- ⑥ 松本仁志「行草筆順から楷書筆順への影響を考える—『米庵墨談』を中心に—」(広島大学附属中学校研究紀要 第 38 集,平成 4 (1992))
- ⑦ 松本仁志「筆順・筆順指導史に関する一考察—『筆順指導の手びき』以前①・明治期筆順書群を中心に—」(全国大学書写書道教育学会誌・第 7 号,平成 5 (1993))
- ⑧ 松本仁志「筆順・筆順指導史に関する一考察—『筆順指導の手びき』以前②・国定教科書教師用書を中心に—」(全国大学書写書道教育学会誌・第 8 号,平成 6 (1994))
- ⑨ 松本仁志「筆順・筆順指導史に関する一考察—『筆順指導の手びき』以前③・明治期に

おける指導方法を中心にー」(全国大学書写書道教育学会誌・第9号,平成7(1995))

- ⑩松本仁志「『字彙』所収筆順に関する考察ーその解釈と史的位置づけの試みー」(『書写書道教育の探求』久米公編,平成8(1996))
- ⑪松本仁志「筆順史研究の構想」(広島大学学校教育学部紀要第Ⅱ部第20巻,平成10(1998))
- ⑫松本仁志『筆順のはなし』(中公新書ラクレ,平成24(2012))

イ. 筆順の通史的解釈を意識した小考察

- ⑬長岡文雄「筆順指導について」(『学習研究』78号,昭和28(1953))
- ⑭江守賢治「字体・筆順の指導」(『漢字講座12 漢字教育』,昭和40(1965))
- ⑮久米 公『新漢字表による筆順指導総覧』(昭和52(1977))
- ⑯佐藤 稔「異体字と筆順と」(『秋田大学教育学部研究紀要人文科学・社会科学』第31集,昭和56(1981))

ウ. 通史的解釈を意図しない過去の筆順(筆順史)に関するテーマの研究

- ⑰山田俊雄「漢字字形の流動と筆順」(『国語学』第76集,昭和44(1969))
- ⑱平川 南「島根県玉湯町蛇喰遺跡跡出土ヘラ書き須恵器」(『蛇喰遺跡』,平成11(1999))
- ⑲西崎 亨「龍角寺五斗葺瓦窯跡出土文字瓦に見る文字生活ー筆順・字形と文字の習熟度ー」(『武庫川女子大学紀要(人文・社会科学編)』第51巻,平成15(2003))
- ⑳井上 幸「古代日本の文字資料にみられる筆順についてー異体字形成の背景をめぐってー」(『東アジア日本語教育・日本文化研究』,第14輯,平成23(2011))
- ㉑西崎 亨「播磨極楽寺出土瓦経の筧書き文字ー筆順と文字の理解度・習熟度ー」(『女子大國文』第152号,平成25(2013))

注④ 表中の字種に1資料のみ『筆順指導の手びき』と異なる次の字種を加えると138字である。(異=『手びき』と違う筆順・並=筆順並記・体=異なる字体による筆順の違い)

主(異1) 住(異1) 供(異1) 借(異1) 備(異1) 共(異1) 分(異1) 別(並1) 副(異1)
勇(異1) 勉(体1) 北(異1) 国(異1) 妻(異1) 富(異1) 差(体1) 庭(異1) 張(異1)
住(異1) 思(異1) 所(体1) 敬(異1) 暴(異1) 曲(並1) 柱(異1) 械(並1) 構(並1)
止(異1) 歩(異1) 残(並1) 油(並1) 注(異1) 浅(並1) 漁(異1) 状(異1) 玉(異1)
王(異1) 球(異1) 田(異1) 男(異1) 町(異1) 略(異1) 界(異1) 畑(異1) 留(異1)
画(異1) 皇(異1) 福(異1) 童(異1) 着(体1) 胃(異1) 臨(異1) 至(異1) 誠(異1)
講(並1) 豊(並1) 負(体1) 貧(異1) 賃(異1) 農(並1) 量(異1) 銭(並1) 革(異1)
魚(異1) 鼻(異1)

<主要引用・参考文献>

*編著者 50 音順

1. 阿辻哲次著『漢字學『説文解字』の世界』(東海大学出版会、昭和60(1985))
2. 荒尾禎秀著「『小篆増字和玉篇綱目』『早引和玉篇大成』の運筆記事について」(東京学芸大学紀要・第2部門・第29集、昭和53(1978))
3. 井上進著『明清学術変遷史』(平凡社、平成23(2011))
4. 江守賢治著『筆順のすべて』(日本習字普及協会、昭和40(1965))
5. 江守賢治著「字体・筆順の指導」(佐藤喜代治編『漢字講座12 漢字教育』、明治書院、昭和63(1988))
6. 大野修作著「中国書論から日本書論へー『内閣秘伝字府』を中心にー」(書法漢學研究会編『書法漢學研究』創刊号、平成19(2007))
7. 押木秀樹著「楷書の字形分析研究の方法について」(全国大学書写書道教育学会編『書写

- 書道教育研究』第1号、昭和62(1987))
8. 押木秀樹著「左右の部分形から構成される漢字の字形に関する研究Ⅰ」(全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第10号、平成8(1996))
 9. 押木秀樹著「手書き文字研究の基礎としての研究の視点と研究構造の例」(全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第11号、平成9(1997))
 10. 押木秀樹著「現代における行書の意義と解釈」(『上越教育大学国語研究』第12号、平成10(1998))
 11. 貝塚茂樹著「甲骨文と金文の書体」(下中邦彦編『書道全集1』、平凡社、昭和29(1954))
 12. 加藤達成監修『書写・書道教育史資料 全3巻』(東京法令、昭和59(1984))
 13. 神谷葵水『書写教師のための25章』(日本習字普及協会、昭和46(1971))
 14. 川浦修著「2, 3種の筆順がある漢字の生成時間の比較測定」(電子通信学会論文誌 Vol.J67-D, No.12, 昭和59(1984))、
 15. 川島章弘著「オーサリングツールを用いた漢字筆順教材の開発」(日本産業技術教育学会誌・第39巻・第4号、平成9(1997))
 16. 久米公著『新漢字表による筆順指導総覧』(みつる教育図書、昭和52(1977))
 17. 久米公著「新中国の漢字の筆順—「常用漢字的筆画筆順」考—」(広島大学教育学部光葉会編『国語教育研究』第26下号、昭和55(1980))
 18. 久米公著『書道芸術 漢字編』(中教出版、昭和58(1983))
 19. 倉内秀文著「筆跡鑑定と筆順筆圧について」(大澤一爽編『文字の科学』、法政大学出版局、昭和60(1985))
 20. 倪濤撰『四庫芸術叢書 六芸之一録一(外二種)』(上海古籍出版社、1991))
 21. 小島憲之著「古辞書所見—誤写誤訓などの周辺—」(密教研究会編『密教文化156』、昭和61(1986))
 22. 小塚昭夫・木下均・吉田公一著「常用漢字の筆順分析」(『科学警察研究所報告法科学編』第37巻 第4号、昭和59(1984))
 23. 小塚昭夫・吉田公一・小林邦久著「常用漢字の筆順調査」(『科学警察研究所報告法科学編』第53巻第1号、平成12(2000))
 24. 小林一仁「漢字「筆順」指導の在り方」(茨城大学教育学部教育研究所紀要・第22号、平成2(1990))
 25. 小林比出代著「左利き者の望ましい硬筆筆記具の持ち方に関する文献的考察—書写的見地から—」(全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第20号、平成18(2006))
 26. 近藤奎著『中國學藝大辭典』(東京元々社、昭和11(1936))
 27. 佐藤 稔著「異体字と筆順と」(『秋田大学教育学部研究紀要人文科学・社会科学』第31集、昭和56(1981))
 28. 三省堂編『小学生の書写 四年』(三省堂、平成23(2011))
 29. 志村和久著「漢字の字体についての基礎知識」(日本書道教育研究所編『書写・書道四千字 現代字体字典』、講談社、昭和44(1969))
 30. 上海書画出版社・華東師範大学選編校点『歴代書法論文選』(上海書画出版社、1979)
 31. 下村武著「漢字筆順の工学的考察」(電子通信学会論文誌 Vol.J58-D, No.12, 昭和50(1975))
 32. 杉本つとむ著『文字史の構想』(萱原書房、平成4(1992))

33. 鈴木洋保・弓野隆之・菅野智明編著『中国書人名鑑』（二玄社、平成 19（2007））
34. 張撝之他編『中国歴代人名大辞典』（上海古籍出版社、1999）
35. 陳柏儀著「筆力の構築〈骨〉〈筋〉〈肉〉の概念より一漢魏六朝唐の書論を中心に一」（初学書道史学会編『書学書道史研究』第 23 号、平成 25（2013））
36. 辻田正雄著「全国語言文字工作會議について」（佛教大学學術委員会文学部論集編集委員会『文学部論集』第 85 号、平成 13（2001））
37. 内藤仁之他著「手書き文字の概形特徴に関する基礎的研究」（全国大学書写書道虚位浮く学会編『書写書道教育研究』第 13 号、平成 11（1999））
38. 中田勇次郎編『書道芸術 別巻第三 中国書道史』（中央公論社、昭和 52（1977））
39. 中田勇次郎著「中國書論史（一）漢魏晉南北朝」（中田勇次郎編『中国書論大系』第一卷、二玄社、昭和 52（1977））
40. 中田勇次郎校注『米庵墨談 正・続』（平凡社、昭和 59（1984））
41. 中村春堂著『新訳漢溪書法通解』（辰文館、大正 6（1917））
42. 長岡文雄著「筆順指導について」（奈良女子大学文学部附属小学校学習研究会編『学習研究』78 号、昭和 28（1953））
43. 西川寧・神田喜一郎監修『唐 孫過庭 書譜』（『書跡名品叢刊 25』、二元社、昭和 34（1959））
44. 西川寧編『書道講座①楷書』（二玄社、昭和 46（1971））
45. 西川寧・長澤規矩也編『和刻本書畫集成 第二輯』（汲古書院、昭和 51（1976））
46. 西川寧・長澤規矩也編『和刻本書畫集成 第三輯』（汲古書院、昭和 51（1976））
47. 西川寧編『日本書論集成』（全 8 卷、汲古書院、昭和 53（1978）～）
48. 野地潤家編『国語教育史資料』（全 6 卷、東京法令、昭和 56（1981））
49. 福田襄之介著「字彙以前における画引き検字法の流行」（岡山大学法文学部學術紀要 第 13 号、昭和 35（1960））
50. 福田襄之介著「字書について」（東大中哲文學會編『中哲文學會報』第三號、昭和 53（1978））
51. 福田襄之介著『中国字書史の研究』（明治書院、昭和 54（1979））
52. 藤島達朗・野上俊静編『東方年表』（平樂寺書店、昭和 30（1955））
53. 崔爾平選編校点『歴代書法論文選続編』（上海書画出版社、平成 24（2012））
54. 平岡武夫他著『漢字の形と文化』（ハーバード燕京同志社東方文化講座委員会、昭和 34（1959））
55. 平形精一他著「文字相互の大きさを決定する要因についての考察」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第 19 号、平成 17（2005））
56. 平川祐弘著『マテオ・リッチ伝 1』（平凡社、昭和 44（1969））
57. 福島肇著「歐陽詢三十六法の考察」（和洋女子大学国文学会『和洋國文研究』第 23 号、昭和 63（1988））
58. 本間泰士著「漢字の筆向・筆順の發生に就いて」（日本心理学会編『心理学研究』第十二卷第六輯、昭和 12（1937））
59. 松本仁志著「筆順体系化への過程一明治期筆順の實際一」（広島大学附属中学校研究紀要・第 37 集、平成 3（1991））
60. 松本仁志著「行草筆順から楷書筆順への影響を考える一『米庵墨談』を中心に一」（広島大学附属中学校研究紀要・第 38 集、平成 4（1992））

61. 松本仁志著「筆順・筆順指導史に関する一考察－『筆順指導の手びき』以前①・明治期筆順書群を中心に－」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第7号、平成5（1993））
62. 松本仁志著「筆順・筆順指導史に関する一考察－『筆順指導の手びき』以前②・国定教科書教師用書を中心に－」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第8号、平成6（1994））
63. 松本仁志著「筆順・筆順指導史に関する一考察－『筆順指導の手びき』以前③・明治期における指導方法を中心に－」（全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究』第9号、平成7（1995））
64. 松本仁志著「『字彙』所収筆順に関する考察－その解釈と史的位置づけの試み－」（久米公編『書写 書道教育の探求』、平成8（1996））
65. 松本仁志著「筆順史研究の構想」（広島大学学校教育学部紀要・第Ⅱ部・第20巻、平成10（1998））
66. 松本仁志著『筆順のはなし』（中公新書ラクレ、中央公論新社、平成24（2012））
67. 文部省編『筆順指導の手びき』昭和33（1958）
68. 村石昭三著「幼児の筆順に関する教育心理学的研究」（国立国語研究所編『ことばの研究』第5集、昭和49（1974））
69. 山田俊雄著「文字－字体・筆順の正しさの基準について」（「言語生活」編集部編『言語生活3』、筑摩書房、昭和35（1960））
70. 山田俊雄著「漢字字形の流動と筆順－文献学的な準備としての漢字字形の解釈について－」（東京大学文学部国語研究室国内国語学会編『国語学』第76集、昭和44（1969））
71. 渡辺清一著「筆順雑考」（斯文會編『斯文』第10号、昭和29（1954））
72. 渡辺清一著「筆順沿革」（大阪学芸大学国語国文学研究室編『学大国文』第10号、昭和41（1966））
73. 渡辺清一著「筆順沿革続考」（大阪学芸大学国語国文学研究室『学大国文』第11号、昭和43（1968））

